

平成 23 年第 2 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 1 日目）

平成 23 年 6 月 23 日（木曜日）

◎出席委員（22 名）

委員長 伏谷 修一

副委員長 竹谷 英昭

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

戸津川 晴美 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

石橋 源一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長 菅野 昌彦

総務課長 竹谷 敏和

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部理事(兼)市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

税務課長 郷家 栄一

農政課長(兼)農業委員会事務局長 狩野 正幸

市民経済部副理事(兼)商工観光課長 佐藤 秀業

こども福祉課長 但木 正敏

健康課長 浦山 幸一

建設部副理事(兼)道路公園課長 鈴木 弘章

下水道課長 江口 明

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

文化財課長 加藤 佳保

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

上水道部副理事(兼)管理課長 小幡 誠志

選挙管理委員会事務局長 長田 健

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 今野 淳

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 阿部 英明

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐々木 政則

管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 小野 史典

交通防災課長補佐 武田 孝

交通防災課主幹(兼)交通防犯係長 伊藤 健朗

交通防災課主幹(消防防災担当) 松戸 幸二

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

● 正副委員長の選任

○伊藤議会事務局長

皆さん、おはようございます。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、出席委員中、阿部五一委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。よろしくお願いいたします。

(阿部五一臨時委員長、委員長席に着く)

○阿部臨時委員長

皆さん、おはようございます。

きのう、おとついと、本会議、大変お疲れさまでございました。

またなのかなと思いつつながら何回となくこの場に参りましたが、私の出番も恐らく本当にこれで最後になると、そういうふうに思います。長い間の御協力に感謝を申し上げながら臨時の委員長を務めますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は 22 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせによりまして、総務経済常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は伏谷修一委員となります。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○阿部臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は伏谷修一委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わります。

重ねて、長い間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

（阿部五一臨時委員長退席、伏谷修一委員長席に着く）

○伏谷委員長

改めて、おはようございます。

けさ起きてテレビを見ておりましたら、6時51分にまた地震の予告がございまして、はつと振り返ると家族全員が所定の場所についていろいろな物を押さえていました。家庭内での初めの一歩はできていたのかなというふうに思っております。

震災の専決予算後初めて議会に提出されました補正予算でございますので、初めの一歩、よろしく慎重審議お願いいたしましてあいさついたします。

○伏谷委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名したいと思いません。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○伏谷委員長

御異議なしと認め、私から指名させていただきます。

それでは、副委員長には竹谷英昭委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

● 議案第39号 平成23年度多賀城市一般会計補正予算（第3号）

○伏谷委員長

これより、本委員会に付託されました議案第39号から議案第41号までの平成23年度多賀城市各会計補正予算の審議を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては、提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に

質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず、議案第 39 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

関係課長等から順次説明を求めます。市長公室長。

○菅野市長公室長

平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算(第 3 号)の詳細説明に先立ちまして、本補正予算の概要と特徴について御説明申し上げます。

平成 23 年度予算につきましては、本補正予算案の提出に至るまで 2 件の補正予算を専決処分により成立させていただきましたが、その内容に関しましては、原則といたしまして市議会定例会が開催される 6 月の末日までの不足が生じないようにつなぎとしてのものでございました。本補正予算案に関しましては、避難所設置事業等のように実施期間が未確定であるものを除き、原則といたしまして年間を通して不足の生じないような内容を念頭に置いて編成しております。そのようなこともありまして、実に 84 億 6,321 万 6,000 円の増額といった未曾有の補正額を計上いたしまして、総額も 300 億円を超える額となっております。

一方、東日本大震災の影響によりまして、当初予定しておりました事業において時期的、場所的、人的に実施が困難あるいは不可能となっているものも一部ございまして、そのような事業につきましては中止、廃止をせざるを得ない状況となっております。

先日皆様方にお配りいたしました議案第 39 号関係資料・追加資料、市制施行 40 周年事業の一覧表をごらんいただきたいと思います。

この市制施行 40 周年記念事業のこの一覧表では、廃止事業、それから実施事業は下の 2 件になってございますが、このように仕分けをいたしたのもございます。本来であれば全事業について実施、中止、廃止の仕分けをした上で予算に反映すべきものと考えてございましたけれども、担当部署によっては検討に全く手が回らない状況であるところもございましたので、本補正案では検討が可能であった部署に係る事業についてのみ予算に反映させることといたしたものでございます。

それでは、本補正予算の詳細について、各関係部課長等から御説明を申し上げます。

- 歳出説明
- 1 款 議会費

○伊藤議会事務局長

それでは、資料 2 の 21、22 ページをお開き願いたいと思います。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費で 7,253 万 3,000 円の増額補正でございますが、まず、4 節の共済費で 7,499 万円は、23 年 6 月 1 日をもって廃止されました議員年金制度に伴う給付費負担金の増によるものでございます。

次に、9 節旅費の 242 万 1,000 円の減額につきましては、2 の調査活動事業を今年度は実施しないこととしたことによるものでございます。

14 節使用料及び賃借料の 3 万 6,000 円の減額は、調査活動事業を行わないこととしたことによります有料道路通行料の減額であります。

● 2 款 総務費

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

2 款 1 項 1 目一般管理費で 180 万円の増額補正を行うものです。

説明欄 1 の秘書業務事業で、運転業務の職員が退職予定となったために、非常勤職員を雇用するための報酬と社会保険料を計上するものです。

○片山地域コミュニティ課長

3 目広報広聴費で 349 万 5,000 円の減額補正です。

まず、1 の広報誌発行事業については、震災により広報誌の配達が困難な大代中、桜木東地区において、ポスティングによる配達をシルバー人材センターに委託するために配達手数料として 3 万円を追加するものです。

2 の「多賀城市市制施行 40 周年の歩み」事業と 3 の多賀城市公式マスコットキャラクター作成事業につきましては、市制施行 40 周年記念の事業と連動しながら実施を予定したのですが、40 周年事業の中止により減額をするものでございます。

○阿部管財課長

6 目財産管理費、説明欄 1、市有財産管理活用事業で 1,138 万円の減額補正でございます。これはこのたびの震災に伴う事業見直しにより予定していた山王市宮住宅跡地の発掘調査及び施設台帳整備業務の取りやめによるものでございます。

次のページをお開きください。

7 目庁舎管理費、説明欄 1、庁舎維持管理事業で 1,610 万 8,000 円の減額補正でございます。これは、このたびの震災に伴う事業見直しにより予定していた西庁舎 1 階の改修工事の取りやめによる 1,660 万 8,000 円の減額、及びこのたびの震災により必要とされた庁舎の自家用発電機からの非常電源の増設を行うため、13 節の委託料を 50 万円増額するものでございます。

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

次に、8 目企画費で 839 万 5,000 円の増額補正でございます。

説明欄 1 の震災復興企業立地支援事業 194 万 5,000 円でございますが、こちらは、このたびの震災により甚大な被害をこうむられた企業の皆様の現地での復旧・復興にかかわらせていただくということにまずは力点を置こうということで、当初予算に計上させていただきました従来型の企業誘致促進プロジェクト推進事業そして大規模工業団地造成事業を一たん休止をいたしまして、今回新たに計上した事業でございます。

この震災復興企業立地支援事業でございますが、こちらは制度的な支援というものではないんでございますが、こちら被災された企業の皆様方にぜひとも現地での復旧・復興をお願いすべく、ここに被災された企業を市長みずからが訪問し、それぞれの企業が個別に抱えるさまざまな課題をともに克服し地元経済の復旧に取り組ませていただくということに当たりまして、制度支援だけでは直ちに解決できないきめ細やかな相談や悩みにおこたえするための取り組みでございます。

主な経費の内訳でございますが、市長の企業訪問に係る旅費として108万6,000円、それから現地復旧・復興に取り組んでいただく企業の皆さんが新たに取引先を拡大したりさらなる発展をなし遂げるための手助けとなりますよう、そちらの企業の皆様方のセールスポイントそして得意分野を取りまとめた企業ガイドブックを作成するための印刷製本費56万4,000円でございます。

続いて、説明欄2の市長公室行政経営担当庶務事務で63万9,000円の減額でございますが、恐れ入りますが、次の25ページ、26ページをお願いいたします。その63万9,000円を減額して新たに説明欄3の市長公室プロジェクト推進担当庶務事務として計上するもので、こちらは市長の政策構想を具現化するための調査研究を行うとともに、それらの個々の事業として形づくるために、各行政機関との横断的調整、それから外部関係機関とのいろいろな交渉のために要する経費を計上したものでございます。

主な経費、旅費45万2,000円でございますが、こちらは外部関係機関との調整交渉に当たるための経費でございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、地域コミュニティ課分ですが、1のコミュニティ助成事業は890万円の増額です。これは財団法人自治総合センターが行う平成23年度コミュニティ助成事業、いわゆる宝くじ助成事業の募集におきまして、南宮自治会、向山町内会、笠神自治会、八幡下一地区の合計四つの自治会がコミュニティ助成事業助成金として採択を受けたために今回補正をするものでございます。

2の国際交流協会補助事業につきましては、45万円の減額ですが、市全体が被災している中で、多賀城市国際交流協会では平成23年度については補助金を受けず会費などの範囲で可能な事業を行うこととしたことから、減額をするものでございます。

3の「友好都市歴史シンポジウム」開催事業につきましては、震災による事業廃止のために減額をするものです。

○武田交通防災課長補佐

10目交通安全対策費の6万3,000円の増額補正でございますが、説明欄1、交通安全対策・啓発事業に係る需用費で、今回の災害により横断歩道にある横断旗が流出したことにより、これを補充するための横断旗500旗の購入費用でございます。

次に、11目防犯対策費の550万円の増額補正でございますが、説明欄1、防犯街路灯設置費等補助事業に係る補助金で、これは今回の災害により滅失あるいは滅灯している防犯街路灯約80灯を防犯上の観点から早期に復旧を図る必要があることから、復旧のための交付要綱を新たに制定し、かかった経費の全額を行政区に対し補助することとしました。

なお、器具につきましては、メンテナンスの負担が少なく電気料金が安くなるLED照明に切りかえていくものでございます。

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

15 目諸費で 5,137 万 6,000 円の増額補正でございます。

市長公室分 1 の天理大学雅楽部講演会開催事業は、震災の影響により文化センターが復旧工事等が必要であることから事業を中止したため、315 万 4,000 円全額を減額するものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、地域コミュニティ課分についてですが、1 の地区集会所整備事業補助事業で 5,453 万円の増額補正です。これは災害により市内の地区集会所 13 所が大規模な被害を受けたことから、その修繕に要する経費を補助するものでございます。

集会所の修繕等に関する経費につきましては、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間についてはこれまでの補助率を 2 分の 1 を 3 分の 2 に改めたところですが、今回の被災によりまして、住民負担分となる 3 分の 1 を地区住民の皆さんから募ることが被災地域においては大変困難になっております。しかし、地域自治活動の拠点を早期に復旧することが必要なことなどの理由によりまして、地震保険による補てんを除いた額全額を市で補助することとしたものでございます。

なお、今回減額する 211 万 1,000 円につきましては、当初予算で計上したもののうち、今回の災害復旧整備事業として計上することとなった笠神会館、桜木南集会所及び八幡沖集会所の修繕に要する経費分を減額するものでございます。

● 3 款 民生費

○但木こども福祉課長

次のページをお願いいたします。

3 款 2 項 6 目留守家庭児童対策費、説明欄 1 の放課後児童健全育成事業で 235 万 2,000 円を増額補正するものでございます。

これは、多賀城小学校すぎのご学級の過密化解消のため、多賀城小学校屋内運動場のコミュニティールームをお借りし、分級を行うものでございます。本年第 1 回定例会におきまして補正予算をお認めいただきましたが、このたびの震災によりまして屋内運動場が指定収容避難所となりましたことから、予算執行を見送り、改めて計上させていただいたものでございまして、13 節委託料の 65 万円は教室のカーペットやロッカー等の設置業務委託料、18 節備品購入費の 149 万円は学級用の机、いす、書棚等の購入費でございます。なお、分級の時期につきましては、夏休み開始をめぐりに進めていく考えでございます。

○竹谷総務課長

次に、4 項 1 目災害救助費で 5 億 693 万 2,000 円を増額補正するものです。

説明欄の総務課関係、1 災害救助人件費は 1,204 万 7,000 円の増額でございます。これは避難所運營業務等に従事する職員に対する時間外勤務手当の増額分でございます。

2 炊き出しその他による食品の給与事業は 3,841 万円の増額でございます。これは避難所に弁当等を配食する際の 7 月以降分の食糧費等必要経費を増額するものでございます。

○阿部管財課長

次に、管財課関係ですが、被災住宅応急修理事業で 3 億 1,216 万 8,000 円を増額補正するものでございます。

これは平成 23 年度補正予算（第 1 号）で計上いたしました応急修理事業において申し込み件数を 1,000 件と見込んでおりましたが、申し込み状況から 600 件分を増額するものでございます。内訳といたしましては、複写機用紙代に 6 万 6,000 円、通信運搬費に 10 万 2,000 円、工事請負費として 3 億 1,200 万円でございます。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、生活環境課関係であります。1 災害救助法に基づく埋葬事業といたしまして 8,504 万 8,000 円を増額補正でございます。これは事務費のほか、20 節扶助費におきまして、災害救助法に基づく埋葬費用及び死体の処理費用につきまして、給付額 1 件 50 万円で、170 件の 8,500 万円を計上いたすものでございます。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

次に、社会福祉課関係でございます。1 の避難所設置事業は 3,736 万 2,000 円を増額補正でございます。

13 節委託料 1,525 万 2,000 円は、避難所のごみ回収費 4 カ月分で 960 万円を増額し、避難所の安心・安全に万全を期すため総合体育館と山王地区公民館に夜間の警備員を配置することによる 565 万 2,000 円を増額でございます。

14 節使用料及び賃借料の 2,201 万 5,000 円ですが、次のページをお願いいたします。自衛隊の入浴支援が 6 月 12 日に終了したことに伴いまして、翌 13 日から市内の入浴施設の使用料 2,161 万 5,000 円と、これも自衛隊の給湯サービスの終了に伴い、総合体育館への給湯設備の借上料 40 万円でございます。

2 の災害救助実施事業は 51 万円を増額補正でございますが、御支援をいただきました皆さんへのお礼状送付に係る用紙代、郵送料でございます。

3 の被災者総合相談事業は 207 万 5,000 円を増額補正でございますが、相談事務に要する事務用品、用紙代等の 11 節需用費 160 万 5,000 円を増額、申請者への通知あるいは県等への書類送付に係る郵送料 47 万円を増額でございます。

4 の仮設住宅管理運営事業は 1,931 万 2,000 円を増額補正でございます。13 節委託料 1,718 万 6,000 円は、鶴ヶ谷及び高橋の仮設住宅に係る管理運営業務として 1,576 万円を増額、駐車区画の整備や案内等の業務で 142 万 6,000 円を増額でございます。

15 節工事請負費の 103 万 6,000 円でございますが、鶴ヶ谷公園野球場ナイター設備の改修により、契約電力料金の経費節減を図るものでございます。

● 4 款 衛生費

○浦山健康課長

次に、健康課でございますが、4 款 1 項 4 目健康増進事業で 26 万円の減額でございます。

これは健康増進ウォーキング事業として、日常生活の中に健康の意識づけを促すため健康ウォーキングロード計画策定等を目的とした調査費でございますが、3 月 11 日の震災等に伴いまして当初の計画での事業ができなくなったことから減額を行うものでございます。

● 5 款 労働費

○佐藤商工観光課長

次に、31 ページをお開き願います。

5 款 1 項 1 目労働諸費で 467 万円を増額補正するものでございます。

まず、説明欄 1 の就職支援事業で、2,880 万円の減額でございますが、今年度予定しておりました未就職の新規学卒者等の就職支援を行うために市内の企業に協力を依頼する予定でしたが、このたびの震災により企業が被災し、事業を実施することが困難であるため当該事業を中止するものでございます。

2 の失業対策事業で 3,347 万円を増額でございますが、このたびの震災により失業した方を市が直接雇用しようとするもので、当初予算及びさきに専決処分をした事業費と合わせて合計 71 名の直接雇用を行うものでございます。

● 7 款 商工費

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

次に、7 款 1 項 2 目商工振興費で 276 万 7,000 円の減額補正でございます。

説明欄 1 の大規模工業団地造成事業で 666 万 7,000 円の減額、続いて 2 の企業誘致促進プロジェクト事業で 250 万円の減額でございますが、先ほど 2 款 1 項 8 目企画費で震災復興企業立地支援事業の中で御説明申し上げましたとおり、まずは被災なされた企業の皆様の現地復旧・復興にかかわらせていただくことに力点を置こうということで、これらの事業を一たん休止をさせていただくことに伴いまして減額補正をするものでございます。

○佐藤商工観光課長

商工観光課事業分でございますが、1 の商店街活性化推進補助事業で 60 万円の減額を行うものでございます。これは当初予定しておりました空き店舗利用促進事業が宮城県の市町村振興総合補助金を受けることが難しいことから中止するものとし、商店街活性化推進事業費等補助金を例年並みに増額するというところでございます。

次に、2 の地場産品出店（月の市）補助事業補助金で 200 万円の増額補正を行うものでございます。これは中心市街地活性化事業として市長公室で予算化しておりましたマルシェ事業を月の市と連動させて事業を実施するため予算の組み替えを行うものでございます。

次に、3 の中小企業等経営再建事業で 500 万円の増額補正を行うものですが、このたびの東日本大震災で多大な被害を受けた商工業者の被害状況や必要な支援を正確に把握し、今後の商工業支援策の一助とするため、商工業調査を専門とする業者にアンケートを含めた詳細な調査の委託を行うものでございます。なお、この事業については緊急雇用創出事業補助金を活用し、失業者の雇用も図ることとしております。

4 目観光費で 1,129 万 8,000 円の減額補正を行うものです。

次のページをお開きください。

説明欄 1 のイメージポスター制作・掲出事業で 14 万 7,000 円及び 2 の多賀城跡あやめまつり事業で 709 万 5,000 円の減額補正でございますが、今年度はあやめ園駐車場が瓦れき置き場となっていることや、実行委員の多くが被災し祭りを開催することが困難であるため、あやめまつりを中止せざるを得ないということになりました。そのことにより同補助金を減額することとしたものでございます。また、それに伴い、あやめまつりの時期に観

光イメージポスターを作成し JR 駅舎等に掲出しておりましたが、これも中止といたしました。

3 の観光案内板整備事業で 350 万円の減額補正ですが、今年度車両系 1 基、歩行者系 1 基を予定しておりましたが、東日本大震災により実施時期を来年度以降に延伸することとしたものでございます。

4 のあやめサミット参加事業で 10 万 5,000 円、5 の全国あやめサミット開催事業で 45 万 1,000 円の減額補正でございますが、東日本大震災及びあやめまつり中止に伴い全国あやめサミット参加市町村に今年度のあやめサミット中止の是非を照会いたしましたところ、中止でやむを得ないとの御判断をいただきましたところから中止するものでございます。

● 8 款 土木費

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

次に、8 款 4 項 1 目都市計画総務費で 2,560 万 5,000 円の減額補正でございます。

まず、説明欄 1 の中心市街地活性化推進事業で 716 万 6,000 円の減額でございますが、この事業は当初中心市街地活性化基本計画の策定に要する費用として計上したものでございますが、その事業に係る財源として見込んでおりました宮城県による中心市街地商業活性化計画策定支援事業費補助金がこのたびの震災の影響により凍結されたということや、中心市街地活性化の推進母体でございます一方の団体の方々が被災されたということ踏まえまして今年度の取り組みを休止したことによる事業費全体の減額補正でございます。

なお、中心市街地活性化基本計画の策定業務はここで一たん休止とするものの、多賀城駅の北側と南側との一体的な整備につきましては、多賀城市の震災復興に向けてより重要性を増しておりますので、早期実現がかなうようそれぞれの関係者とともに諸条件の整備を推進してまいります。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、都市計画課関係で、1 国道整備促進事業の宮城国道協議会負担金につきましては、震災に伴い協議会としての活動を中止したため 6 万円の減額でございます。

2 の仙塩広域都市計画東部地域交通量調査業務は、塩竈市と共同で 3 年の 1 度自動車及び歩行者の交通量を調査するものでございますが、今回の幹事は本市でございましたが、震災に伴う廃棄物処理車両あるいは災害支援車両等により交通形態や交通量が例年とは大きく異なることが想定されるため、塩竈市と協議した結果、今回の調査を見送ることとしたため 1,100 万円全額を減額するものでございます。

3 の都市計画マスタープラン策定事業につきましては、現在のマスタープランが平成 24 年度で終了することから平成 23、24 年度の 2 カ年で策定する予定でしたが、震災に伴い、現在策定を進めております本市の復興計画との関連性を考慮し、今年度分を見送ることとしたため 843 万 5,000 円を減額するものでございます。

次のページをお願いします。

4 の都市計画課総務企画係庶務事務で、市長公室所属の非常勤職員 1 名を 7 月から当課所属となることによる報酬、共済費 166 万 7,000 円の増額でございます。

5 の都市計画関係負担金の都市計画協会負担金ですが、震災に伴い、被災した自治体からは徴収しないとのことから 12 万 3,000 円の減額でございます。

6 の多賀城駅上下線高架化記念事業につきましては、市制施行 40 周年記念の一環としてこの秋に新下り線の高架化が完了することを受けて記念式典を開催する予定でしたが、震災により新下り線の軌道工事が約 2 カ月間中止となったため、10 月に予定しておりました開通を見送ったため 48 万 8,000 円全額を減額するものでございます。なお、震災による連続立体交差事業本体の被災はありませんでしたが、新下り線の開通は来年 3 月から 4 月になる見込となっております。

次に、5 目下水道事業特別会計繰出金ですが、2 億 437 万 7,000 円の増額でございます。詳細は特別会計の方で御説明いたします。

次に、8 款 5 項 1 目住宅管理費で、説明欄 1 の市営住宅管理運営事業につきましては、市営住宅電波障害対策施設撤去工事を予定しておりましたが、地上デジタル放送への移行が震災による甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島 の 3 県については 1 年間延長となったことで、予定していた工事費など 436 万円を減額するものでございます。

● 9 款 消防費

○武田交通防災課長補佐

9 款 1 項 1 目非常備消防費の 150 万円の増額補正でございますが、説明欄 1、消防団運営事業に係る需用費につきましては、今回の災害により消防団員が被災し、団員用の制服等が流出したことによるもので、その補てんを図るものでございます。なお、津波被害を受けた団員は 43 名でございます。

次のページをお開き願います。

次に、3 目災害対策費 3 億 7,561 万 4,000 円の増額補正でございますが、今回の災害発生後、電気、水道、ガス、電話といったライフラインがすべてストップしました。このことにより防災広報装置や防災無線が機能しなくなったり、電話が通じず他自治体への支援物資の要請やエリア配備間の情報連絡等に多大な支障を及ぼし、孤立無援の状態に陥っております。この反省を踏まえ、防災広報装置のデジタル無線化及び市内一円に子局を設置し非常時の住民に対する広報体制の充実を図るとともに、さらには衛星携帯電話やトランシーバー等の購入を図り、通信手段の補完を図ってまいります。その費用として、説明欄 1、防災情報管理事業の 12 節役務費 45 万円につきましては、衛星携帯電話の使用料でございます。それから、18 節の備品購入費につきましては、衛星携帯電話 10 台、トランシーバー 50 台等を購入する費用でございます。

2 の災害用備蓄品整備事業の需用費 1,484 万円につきましては、備蓄品として食糧、保温用のブランケット、災害派遣用携帯セット等を購入する費用でございます。

今回の大規模災害により当初避難した住民は約 1 万 2,000 人ございました。今後も同程度の災害が発生すると見込んだ場合、最低限の備蓄数量は 1 万 2,000 人分を確保しておく必要があると考えております。前段での衛星携帯電話の整備を図ることにより通信手段が確保でき、速やかに他自治体等への支援要請等を依頼することができ被災後 3 日目には支援物資等の受け入れができることから、避難者の生命を維持していくために必要な食糧 1 万 2,000 人分の 2 食分掛ける 2 日として 4 万 8,000 食になりますが、多少上乘せをしまして 5 万食分を備蓄したいと考えてございます。現在の備蓄食糧は乾パン、アルファ米などを合わせ 3 万 2,000 食分在庫しておりますことから、乾パンとクラッカー、1 万 8,000 食分を購入いたします。

次に、毛布ですが、現在 2,000 枚の備蓄がございます。避難者の寒さ対策として準備を図りますが、毛布はかさばりまして、さらに保管場所の確保も必要になるということから、

今回は保管しやすく、かつ暖かいアルミ製のブランケットを1万枚購入し、在庫の毛布と合わせて1万2,000人分の備蓄を行います。

また、今回の災害で多くの他県自治体から人員派遣を受けております。今度は多賀城市から派遣をいただいた市町村にお返しをする番でございますので、いざ災害が発生したら速やかに職員派遣を決定し、派遣命令を受けた職員は災害派遣用の携帯セットを持参すればすぐに被災地の方に駆けつけることができるような準備をしたいと考えております。この災害派遣用携帯セットの中身につきましては、寝袋、食糧、背中に「多賀城市」の文字の入ったベスト等が入っております、20セット分を購入する予定でございます。

次に、3の交通防災課消防防災庶務事務の142万円につきましては、10月から本市の災害対策業務の充実強化を図るため、自衛隊退職者を防災担当の非常勤職員を雇用するための報酬123万4,000円と、共済費、社会保険料でございますが、18万6,000円の計上をするものでございます。

次に、4の防災広報装置整備事業3億5,370万円につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、防災広報装置のデジタル無線化を図るものでございます。

13節の委託料2,300万円につきましては、防災広報装置の設計業務委託料でございます。15節の工事請負費3億3,070万円につきましては、防災広報装置の設置工事費でございます。

● 10款 教育費

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

次に、10款1項2目事務局費で21万3,000円を減額するものでございます。教育総務課1、多賀城碑拓本設置事業で100万円の減額は40周年記念事業の廃止に伴うものでございます。

○佐々木学校教育課長

続きまして、学校教育課説明欄1、学力向上パワーアップ事業として78万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

これは宮城県教育委員会と連携して児童・生徒の学力向上を図ることを目的として行う事業でございます、具体的には東北学院大学等の協力を得てサマースクールの実施や多賀城市版の学習の手引きの作成を行うほか、家庭教育講演会を開催することを通して児童・生徒の学習支援、家庭への啓発を行うものでございまして、県から2分の1の補助を受け2カ年実施するものであります。主な内訳としましては、8節報償費、講演会等の各種研修会の講師謝金、11節需用費、先ほど申し上げました多賀城市版学習の手引きの印刷製本費となっております。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

次のページをお願いいたします。

2項1目学校管理費で300万円を減額するものでございます。八幡小学校プールの老朽化に伴う施設整備計画は、平成23年度で設計、24年度で改修工事の予定でございましたが、災害復旧事業優先のため次年度以降に先送りしたものでございます。

○永沢生涯学習課長

4 項 1 目社会教育総務費で 208 万 7,000 円の減額補正です。

説明欄 1、社会教育振興事業は行政区ごとの社会教育を支援する事業ですが、震災に伴いまして集会所の被災などにより事業の実施が困難な行政区もございます。災害復旧の重点があるため休止をするものでございます。

8 節報償費は、各行政区ごとに選出をいただいております社会教育振興員の委嘱の休止、19 節負担金補助及び交付金は、各行政区が行う社会教育事業の補助金の休止でございます。

2 目社会教育振興費で 1,096 万 6,000 円の減額補正です。

説明欄 1、学校開放講座開設事業は、震災に伴います教員の負担増を考慮し休止をするものでございます。

2 生涯学習 100 年構想実践委員会補助事業及び 3 史都多賀城万葉まつり実行委員会補助事業は、震災により今年度の事業を休止することに伴い、補助金辞退のお申し出をいただいでの減額でございます。

4 生涯学習活動費補助事業は、全国大会出場など個人や団体の生涯学習活動を支援するための補助金ですが、災害復旧への重点化のため休止をするものでございます。

5 歴史と音楽のシンフォニー・シティ事業及び 6 陸上自衛隊東北方面音楽 X'mas コンサート開催事業につきましては、震災により事業を休止するものでございます。

次のページをお開きいただきます。

3 目公民館費で 406 万 6,000 円の減額補正です。いずれも施設の被災及び避難所利用により施設の利用が困難なことに伴います休止が主なものでございます。

説明欄、1 中央公民館教育事業、2 中央公民館高齢者教育事業、3 文化センターまつり開催事業、4 美術展開催事業、5 市民音楽祭開催事業、それぞれ事業を休止するものでございます。

次のページをお開きいただきます。

6 中央公民館維持管理事業の 23 節償還金、利子及び割引料 17 万円ですが、これは震災によりまして利用がなされなかった使用料の返還金でございます。

山王地区公民館の 1 山王地区公民館教育事業、2 山王地区公民館高齢者教育事業はそれぞれ事業を休止するものでございます。3 維持管理事業の 13 節委託料は清掃業務委託料の入札に伴います執行残の減、23 節は中央公民館と同様、使用料の返還金でございます。

大代地区公民館、1 大代地区公民館教育事業、2 大代地区公民館高齢者教育事業は事業の休止、3 大代地区公民館維持管理事業の 23 節は使用料の返還でございます。

○加藤文化財課長

次に、4 目文化財保護費で 794 万 4,000 円の減額補正でございます。説明欄 1 の特別史跡多賀城跡復元整備事業は、災害復旧への重点化のため多賀城跡建物復元調査検討委員会の開催を次年度以降に繰り延べするものです。

2 の全国史跡整備市町村協議会等参加事業は、震災により岩手県平泉町で開催予定であった全史協大会の中止に伴う減額でございます。

3の郷土芸能道場耐震化事業は、災害復旧の重点化のため郷土芸能道場耐震化工事を一時休止するものです。

次のページをお願いいたします。

4の同伴家持顕彰会補助事業は、震災により今年度の事業を休止することに伴い、補助金辞退の申し出を受けての減額でございます。

○永沢生涯学習課長

6目図書館費で415万8,000円の減額補正です。

説明欄1、図書館イベント事業は施設の被災及び災害復旧重点化のための休止でございます。

2図書館施設維持管理事業、9節旅費は研修会等の参加見送りでございます。3図書資料整備管理事業は、一般図書購入の見直しによるものでございます。

7目視聴覚ライブラリー費は財源組み替えでございます。

8目市民会館費で1,578万7,000円の増額補正でございます。指定管理施設の避難所に関します指定管理料の算定方法につきましては、5月17日開催の大震災対策委員会で御説明を申し上げ、6月までの分につきましては専決処分とさせていただきます。今回の指定管理料の補正につきましては、避難所運営期間を9月末まで延長します想定で指定管理料を算定しております。これに伴いまして、文化センター指定管理につきましては1,422万7,000円を増額するものでございます。

23節は市民会館の使用料の返還金でございます。

○加藤文化財課長

次に、9目埋蔵文化財調査センター費で194万3,000円の減額補正でございます。

説明欄1の展示・報告会等開催事業は、震災により天童家古文書展を中止するものです。

2の全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会推進事業は、研修会等の参加見送りによる旅費の減額でございます。

○永沢生涯学習課長

47ページ、48ページをお開きいただきたいと思います。

5項1目保健体育総務費で919万5,000円の増額補正でございます。

1スポーツ振興員運営事業につきましては、震災によりまして市民スポーツ大会などの休止に伴い、各行政区のスポーツ振興員の委嘱の休止に伴いまして報償費等73万4,000円を減額補正するものでございます。

2学校施設開放管理運営事業、23節は学校開放施設の利用に伴う維持徴収金の還付金でございます。

3第38回東北総合体育大会補助事業は、震災被災地での開催を見送る旨の宮城県の方針を受け、補助金を減額するものでございます。

4多賀城市総合体育館管理運営事業は指定管理料ですが、文化センター同様、避難所運営期間の延長によるもので1,057万7,000円の増額でございます。

5 中央公園サッカー場管理運営事業は、震災によりまして利用を休止しておりましたが、7月から利用を開始することに伴う増額でございます。

● 11 款 災害復旧費

○竹谷総務課長

11 款 1 項 1 目一般災害復旧費で 69 億 3,471 万 6,000 円を増額補正するものでございます。

説明欄の総務課関係、1 災害復旧人件費は 7,850 万 7,000 円を増額でございます。これは災害復旧業務に従事する職員に対する時間外勤務手当の増額が主なものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、地域コミュニティ課分、1 の地域情報行政情報お知らせ板設置事業 167 万円の増額補正ですが、これは災害により市内のお知らせ板 11 基が流出あるいは倒壊するなどによって修繕等が必要なために増額するものです。

○武田交通防災課長補佐

次に、交通防災課事業分でございますが、1 の災害復旧対応事業に係る需用費の修繕料 217 万 7,000 円でございますが、今回の災害により多賀城市消防団第 1 分団、第 5 分団、第 6 分団のポンプ置き場が地震、津波により建物等の一部が被災したことから、修繕が必要になったこととございます。並びに第 5 分団、第 6 分団の常備しておりました投光機が水没したことにより修繕が必要になったことから、その費用を計上させていただいております。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、生活環境課関係であります。1 災害廃棄物回収事業といたしまして 50 億 7,713 万 2,000 円を増額補正でございます。

その主なものは、12 節役務費の手数料で 1 億 9,800 万円を計上するものでありまして、これは家電リサイクル手数料であり、津波被害により排出され回収いたしましたテレビ、冷蔵庫等の家電リサイクル料金 1 台当たり 6,000 円の 3 万 3,000 台分を見込み計上するものであります。

13 節委託料につきましては 46 億 5,834 万 7,000 円を計上するもので、その内訳は、災害廃棄物回収業務委託料といたしまして 12 億 5,674 万 5,000 円、漂着した油及び廃タイヤ等の処理困難物処理業務手数料といたしまして 3,150 万円を計上するものでございます。

次の 50 ページをお願いいたします。

次に、私有地から撤去いたしました被災車両の一時保管場所警備委託料といたしまして 3,465 万円、災害廃棄物処理業務委託料 30 億 2,045 万 2,000 円、仮置き場設置業務委託料といたしまして 3 億 1,500 万円を計上するものでございます。

次の 14 節使用料及び賃借料 2 億 1,861 万円につきましては、災害廃棄物仮置き場において使用いたします重機の借上料でございます。

2 仮設トイレ管理事業といたしまして 66 万円を増額計上いたすものであります。これは避難所以外の仮設トイレのし尿くみ取業務委託料 55 基分を計上するものでございます。

次に、3 被災家屋解体事業といたしまして 17 億 3,657 万円を増額補正するものでございます。その主なものといたしましては、11 節でブロック塀の撤去に使用する作業機材用の燃料といたしまして 300 万円、13 節被災家屋等の解体業務委託料 17 億 3,250 万円で、木造家屋 500 棟、非木造家屋 20 棟、擁壁及びブロック塀の撤去といたしまして 550 件分を増額計上いたすものでございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、都市計画課関係で災害廃棄物撤去事業ですが、大津波により下水道の排水路及びポンプ場等に漂着した汚泥等を撤去する業務で、3,800 万円を増額計上でございます。

○狩野農政課長

次に、11 款 3 項 1 目農業用施設災害復旧事業費、説明欄で農業用施設災害復旧事業の 320 万円の増額補正をするものでございます。これは震災で被災いたしました農業施設、宝堰、新田堰、農道等の 8 カ所を国の査定を受けるための調査・測量・設計業務を委託するものでございます。

2 目農地災害復旧費は瓦れき処理による費用の財源を組み替えるものでございます。

○鈴木道路公園課長

次に、11 款 4 項公共土木施設災害復旧費 2 億 6,163 万 8,000 円を増額補正を行うものでございます。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。

11 款 4 項 1 目道路橋りょう災害復旧費で 1 億 8,158 万 8,000 円を増額補正でございます。

説明欄 11 節修繕料 500 万円の増額補正でございます。これは災害により破損した道路の仮復旧費でございます。

13 節被災車両一時保管場所警備業務委託料 1,658 万 8,000 円を増額補正でございます。これは被災車両一時保管場所の警備業務でございます。次に、震災対応街路樹管理業務委託料 5,000 万円の増額補正でございます。これは主に津波により枯れた樹木の撤去を行う業務でございます。緊急雇用創出事業で 20 人の雇用を見込んでおります。次に、津波による災害廃棄物（土砂）清掃業務委託料 5,000 万円の増額補正でございます。これは津波により道路や側溝に堆積をした土砂の撤去業務委託で、主に高圧洗浄車及び吸引車を使用し、ての業務を予定しております。

次に、15 節災害復旧工事 5,000 万円の増額補正でございます。これは浸水区域以外の法で定められている 1 カ所 60 万円未満の災害の補助対象とならない箇所の災害復旧工事で、136 路線、約 1 万平米の舗装打ちかえを予定しております。

16 節補修用原材料費 1,000 万円の増額補正でございます。これは道路の陥没箇所の補修に要する砕石やアスファルト合材の費用でございます。

2 目都市計画施設災害復旧費 7,000 万円の増額補正を行うものです。

13 節震災対応公園維持復旧業務委託料 5,000 万円の増額補正でございます。これは主に津波により公園に堆積した土砂の撤去、遊具の洗浄及び塗装を行う業務でございます。緊急雇用創出事業で 20 人の雇用を見込んでおります。

次に、震災対応公園樹木管理業務委託料 2,000 万円の増額補正でございます。これは主に津波により枯れた公園樹木の撤去を行う業務でございます。これも緊急雇用創出事業で 8 人の雇用を見込んでおります。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

次に、3 目公営住宅災害復旧費で、説明欄 1 の公営住宅災害復旧事業ですが、震災により五つの市営住宅の外構等に補修が必要になったことから修繕料 200 万円、さらに、構造的には問題ないものの大松住宅の外壁に亀裂が入ったことからその補修工事費として 800 万円、合計 1,005 万円を増額計上するものでございます。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

次に、5 項 1 目公立学校施設災害復旧費で 1,362 万 5,000 円を増額するものでございます。

教育総務課、1 小学校施設災害復旧事業、11 節需用費の修繕料 682 万 5,000 円は被災を受けた東小学校屋体の修繕に係る経費として、15 節工事請負費 680 万円は事故線越しで昨日御説明させていただきました山王小学校プールの災害復旧工事費でございます。

○永沢生涯学習課長

2 目保健体育施設災害復旧費で 262 万 5,000 円を増額補正です。説明欄 1 のとおり、総合体育館災害復旧工事に伴う設計業務委託料を計上するものでございます。

3 目社会教育施設災害復旧費で 1,822 万 8,000 円を増額補正です。説明欄のとおり、文化センター、大代地区公民館、次のページをお開きいただきます。市立図書館のそれぞれの施設の災害復旧工事に伴う設計業務委託料を計上するものです。

● 12 款 公債費

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

次に、12 款 1 項公債費 1 目元金で、財源組み替えをするものでございます。これは 8 款 5 項 1 目で御説明申し上げました市営住宅電波障害対策施設撤去工事の特定財源として充当しておりました市営住宅使用料につきまして、同工事の中止に伴いその一部の充当先を借入金、償還金につけかえるものでございます。

● 13 款 諸支出金

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

13 款 2 項 1 目災害援護資金貸付金で 3,000 万円の増額補正でございます。

これは先日の災害弔慰金の支給等に関する条例、これの一部改正の際に保健福祉部長の方からも御説明申し上げましたが、5 月 2 日に貸付条件が大きく緩和されまして、またホームページ、あるいは 6 階の総合相談窓口、あるいは「つながろう！多賀城」などで広くお知らせしたことによって申請件数の増加を見込んだことによるものでございます。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

次に、14 款 1 項、恐れ入ります。次のページをお願いいたします。1 目予備費で 5,000 万円の増額補正をするものでございます。

さきに御承認いただきました平成 23 年度一般会計補正予算第 1 号あるいは第 2 号の成立後に必要となった災害関係経費などのうち、既設予算の流用等による対応が困難であったも

のに関しましては予備費の充用による対応をしまいたところでございます。本補正予算案提出時点での予備費の残額及び同時点での充用予定額から判断しますと、6月末には予備費の既設予算額が底をつく状況になるものと見込んでおります。今後、復旧・復興に係る事業が推進されていくに従い、突発的、緊急的な財政需要が生じることも十分に考えられますので、これらに対応すべく予備費の増額補正をするものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

○伏谷委員長

説明の途中でございますが、ここで10分間の休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

○伏谷委員長

それでは、おそろいでございますので、再開いたします。

歳入から説明願います。

- 歳入説明
- 13款 使用料及び手数料

○永沢生涯学習課長

歳入を御説明いたします。

9ページをお開きください。9ページ、10ページでございます。

13款1項4目教育使用料で103万円の減額補正です。施設の被災により、大代地区公民館の使用料を全額減額するものでございます。

- 14款 国庫支出金

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

次に、14款1項2目教育費国庫負担金で908万3,000円を増額するものでございます。

これは説明欄記載のとおり、歳出で御説明いたしました山王小学校プール災害復旧事業及び東小学校屋体の修繕に係るもので、両事業とも補助率は3分の2でございます。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、14款2項4目衛生費国庫補助金で62億2,737万円の増額補正でございます。

2節災害廃棄物処理事業費補助金に係る増額であります。これは災害廃棄物処理に係る事業費総額を78億3,684万2,000円、補助率100分の85の66億6,131万5,700円と見込み、計上済額4億3,394万5,000円との差額を増額するものでございます。

○武田交通防災課長補佐

5目総務費国庫補助金の2億3,580万円の増額補正でございますが、説明欄1の消防防災施設災害復旧費補助金につきましては、防災広報装置のデジタル無線の整備及び市内一円での子局53基を新設設置するための経費3億5,370万円に対する補助金3分の2の補助額でございます。

● 15款 県支出金

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

15款1項1目6節災害救助費負担金で4億9,757万6,000円の増額補正でございます。

歳出の3款4項1目で計上しております事業のうち、総務課の炊き出しその他による食品給与事業に3,841万円、管財課の被災住宅応急修理事業に3億1,200万円、生活環境課の災害救助法に基づく埋葬事業に8,500万円、社会福祉課の避難所設置事業に3,736万2,000円、文化センター管理運営事業に1,422万7,000円、総合体育館管理運営事業に1,057万7,000円がそれぞれの負担金となっております。

○木村市長公室長補佐(行政経営担当)

15款2項1目総務費県補助金で85万円の減額補正でございます。

説明欄1の市町村振興総合補助金は、歳出で御説明いたしました7款1項の空き店舗利用促進事業、地場産品出店補助事業、観光案内板整備事業の補正に対応した減額補正でございます。

○佐々木学校教育課長

6目教育費県補助金、2節教育費補助金39万3,000円の増額でございますが、これは歳出の10款1項2目学力向上パワーアップ事業としての増額補正をお願いいたしました78万7,000円に対する県の補助2分の1相当分39万3,000円を計上するものでございます。

○佐藤商工観光課長

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

7目労働費県補助金で1億3,102万円を増額補正するものでございます。

まず、1節ふるさと雇用再生特別基金事業補助金で230万5,000円を減額するものでございますが、これは歳出で御説明申し上げましたとおり、管財課の施設台帳整備業務の中止に伴う減額でございます。

2節緊急雇用創出事業補助金1億3,332万5,000円の増額でございますが、歳出で御説明いたしましたとおり、失業対策事業、災害復旧事業等計6事業及び中止する2事業に伴う補助金で、補助率は10分の10でございます。

○小野市長公室長補佐(プロジェクト推進担当)

次に、8目商工費補助金で150万円の減額補正でございますが、こちらは説明欄1、中心市街地商業活性化計画策定支援事業費補助金につきまして、歳出でも御説明申し上げましたとおり、宮城県予算の凍結、そして中心市街地活性化の推進母体である団体の方々が被災されたことに伴いまして、当該補助金を充当いたしまして実施しようとしておりました中心市街地活性化推進事業を休止することに伴っての減額補正でございます。

● 17款 寄附金

○阿部管財課長

17 款 1 項 2 目震災復興寄附金で 9,139 万 4,000 円の増額でございます。

これはこのたびの震災に伴う震災復興寄附金として 5 月 31 日までにいただいた 187 件の総額でございます。

● 18 款 繰入金

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 2 億 448 万 1,000 円の増額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴いまして財政調整基金からの繰り入れを増額するものでございます。これによりまして、本補正予算の成立後における財政調整基金の残高は 1 億 2,678 万 9,000 円となる見込みでございます。

続いて、3 目史跡のまち基金繰入金で 268 万 7,000 円の減額補正をするものでございますが、これは観光サイン整備事業及び特別史跡多賀城跡復元整備事業に対しまして特定財源として充当していたものをこれらの事業の中止に伴い減額するものでございます。これによりまして、本補正予算の成立後における史跡のまち基金繰入金の残高は 9 億 8,616 万 2,000 円となる見込みでございます。

● 20 款 諸収入

○木村市長公室長補佐（行政経営担当）

20 款 5 項 3 目雑入で 1 億 2,446 万 6,000 円の増額補正でございます。

説明欄、市長公室分の 1 の天理大学雅楽部公演会入場料は、事業中止に伴い 200 万円の全額を減額するものでございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

続いて、2 災害対策支援金で 1 億 2,500 万円の追加補正をするものでございます。これは 5 月 10 日に宮城県市町村振興協会から交付された支援金を計上するものでございます。

当該支援金は、市町村振興宝くじの収益金をもって造成された基金を活用し、被災団体の復旧及び復興に関する事業に充てるために交付されたものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、地域コミュニティ課分、1 のコミュニティ助成事業助成金で 890 万円の増額補正ですが、これは歳出で説明しましたとおり、財団法人自治総合センターが行う平成 23 年度コミュニティ助成事業の採択を受けたことから歳出と同額を補正するものでございます。

○佐藤商工観光課長

次に、商工観光課分で、1 の宮城県国際観光テーマ地区推進協議会事業推進費助成事業補助金で 50 万円の減額補正をするものでございます。

これは歳出で御説明申し上げました歩行者系観光サインの整備事業の中止に伴う補助金の減額でございます。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

都市計画課関係の仙塩広域都市計画東部地域交通量調査業務負担金でございますが、歳出で説明いたしました、塩竈市との協議により今回の調査を見送ることとしたため、塩竈市からの負担金 580 万円の減額補正でございます。

○永沢生涯学習課長

生涯学習課、1 クラシックコンサート入場料は歴史と音楽のシンフォニー・シティ事業の休止に伴う 45 万 8,000 円全額の減額です。

次のページをお開きください。

中央公民館、1 各種教室等参加料 29 万 1,000 円、山王地区公民館、1 各種教室等参加料 11 万 3,000 円、大代地区公民館、1 各種教室等参加料 12 万 2,000 円はそれぞれ教室の休止に伴います参加料の減額でございます。

また、2 大代地区公民館の電気等使用者実費徴収金についても全額 15 万円を減額するものです。

● 21 款 市債

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次に、21 款 1 項 1 目民生債で 3,000 万円を増額補正するものでございます。

2 節災害援護資金貸付金の説明欄の 1、災害援護資金貸付金で 3,000 万円を増額するものでございますが、これは市が被災者に対して災害援護資金の貸し付けを行う際の際の原資として宮城県から無利子で借入れをするものでございます。

5 目災害復旧事業債で 9 億 1,770 万円の増額補正をするものでございます。

1 節歳入欠かん等債の説明欄の 1、災害対策債で 7 億 4,180 万円の増額補正をするものでございますが、これは瓦れきなどの災害廃棄物の処理経費から災害廃棄物処理事業費補助金を差し引いた額に対する被災充当率 100%の額でございます。

3 節公共土木施設災害復旧事業債の説明欄、都市計画課関係の 1、公営住宅災害復旧事業債で 800 万円の増額補正をするものでございますが、これは災害復旧事業債のうち国庫補助の対象とならない単独事業に対する地方債で、今回の補正計上額は当該単独事業に対する起債充当率 100%の額でございます。

同じく道路公園課関係の 1、道路橋りょう災害復旧事業債で 5,000 万円の増額補正をするものでございますが、これも災害復旧事業債のうち国庫補助の対象とならない単独事業に対する地方債で、今回の補正計上額は当該単独事業に対する起債充当率 100%の額でございます。

恐れ入ります。次のページをお願いいたします。

4 節消防防災施設災害復旧事業債で 1 億 1,790 万円の追加補正をするものでございますが、これは歳出で御説明申し上げました防災広報装置整備事業の設計費及び工事費の合計額から消防防災設備災害復旧費補助金を差し引いた裏負担分に充当する地方債で、今回の補正計上額は当該裏負担分に対します起債充当率 100%の額となっております。

ここで、恐れ入りますが、5 ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございますが、補正前の起債総額22億1,490万円に対し、9億4,770万円を増額いたしまして補正後の起債総額を31億6,260万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前の内容と同じでございます。

また、今回の地方債の補正に伴うプライマリーバランスでございますが、元金ベースでは12億4,655万3,000円の赤字、元利ベースでは8億4,322万2,000円の赤字となっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○伏谷委員長

これより質疑に入りますが、本委員会におきましても、これまでの特別委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただくため、発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしながら、質疑は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に1件ずつ質問をしていただくようお願いいたします。

なお、当局におきましても、質問事項に対して的確に答弁していただくとともに、答弁した内容に誤りがあった場合には、原則として本委員会の開会中に訂正していただくようお願いいたします。

● 歳入質疑

○伏谷委員長

それでは、初めに歳入の質疑を行います。

○昌浦委員

資料2の10ページで2点ございます。

まず、大代地区公民館、被災したんですけれども、いつごろ復旧できるのかなというのがちょっと知りたいなということと、それから、一番下の国庫補助金の災害廃棄物処理事業費補助金に関して質問させていただきたいと思います。

まずもって、最初の大代地区公民館ですが、多賀城市のさまざまな施設の中でここだけは物すごい甚大な地震並びにその後に発生した津波によって被害を受けたわけで、ここで説明があったように、公民館使用料全額を減額補正したんですよね。まずもって、この大代地区公民館の今の現状と、それからどういうふうな復旧の工程があるのかということをお聞きしたいものですから、御回答いただきたいと思います。

○永沢生涯学習課長

大代地区公民館は御承知のとおり1階が津波被害に遭いまして、現在は利用の休止をしております。ただし地域の方々が、石灰ですとか、あるいは土のう袋ですとか、そういうものを利用される場合のステーションになっておりますし、写真とかそういう流れてきたものの展示も行っております。

今補正予算で災害復旧工事の設計委託料を計上させていただきました。それが終わって復旧工事の着手ということになりますけれども、我々としては、年度内中には復旧工事を終わらせて来年4月からは利用を再開してまいりたいと、このような希望を持って今取り組んでおります。

○昌浦委員

希望を持っているということなんですけれども、やはりしっかりと工程管理みたいなことをやって、4月1日からは開館というふうにきちんとしためどが立っているのかどうか。御回答が希望などというと、これはちょっと余りにも現実味を帯びないものですから。どうなんですか、課長。その辺はやはり来年4月1日からは開館を確実に行うのかどうかというあたりは、どうなんですか。

○永沢生涯学習課長

災害復旧工事のスケジュールはほかの施設とほぼ同様ですけれども、文部科学省の災害査定がございます。その災害査定を受けて、査定でお墨つきをいただいての発注になりますから、被災の状況から復旧の工事内容は十分3月いっぱい終わりますけれども、手続でやや不安がございます。いずれにしましても、まだ本工事費の方の工事請負費の補正の計上をしておりますので、その辺も含めてなるべく早く、4月1日にはぜひとも利用再開をしてみたいというふうに思っております。

○昌浦委員

わかりました。いわば国絡みというところがちょっと確実性に不安があるところだということを理解させていただきました。

いずれにしろ、社会教育、生涯学習のやはり東部においても一大センターでありますから、なるべく早く開館に御尽力していただきたいと要望しておきます。

さて、同じ10ページの下の先ほど申し上げた災害廃棄物処理事業費補助金、単純に言えば補助率が85%ということは、これ15%は市の負担になるのかということなんです。率直に聞きたいんですけれども、まずもって。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

お答え申し上げます。

災害廃棄物の処理に関しましては、まず、国庫補助といたしまして今御質問のありました災害廃棄物処理事業費補助金、こちらの方が当たります。その裏部分に関してなんです、そちらの負担に関しましては災害対策債という地方債を発行するということになってございます。こちらの災害対策債なんですけれども、こちらは後年度の方が充実しているものでございまして、95%に関しましては公債方式による基準財政需要額に対しての算入、残りの5%に関しましては特別交付税により措置をされるということになっております。以上でございます。

○昌浦委員

すみませんでした。ちょっと細部にわたって検討していないので。要は市の持ち出しはまるっきりなしというふうに理解していいんですね。普通、国は、その辺微妙なところがあるので聞いているんです。要は瓦れきの処分は国が責任を持ってやるみたいなことを結構報道等で我々は聞いているし、市民の皆さんもそう思っているんです。だから、この辺は微妙に少し出すんだというんだったらそれでもいいんですけれども、その辺はどうなんでしょう。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

お答え申し上げます。

微妙に出すという部分に関しましては、災害対策債、地方債でございますので、10万円未満というのは当然切り捨ててございますので、そういう部分は微妙な負担になるかと思えます。

ただ、一番大きな問題といたしましては、災害廃棄物の処理に係る総事業費なんですけど、その総事業費のうちどこまでが対象経費として認められるのかどうなのか、その部分が非常に私どもとしては不安な部分でございます。できれば全額、支出した額すべてがその対象経費として見られると大変ありがたいんですが、その辺がまだ十分明らかになっていないというのがちょっと不安な材料といえれば不安材料でございます。以上です。

○昌浦委員

ごめんなさい。そういうことで私も危惧するものですからこうやって質問させていただいたわけなんですけれども、本当に大きな波が本市を襲って、津波がですよ、とんでもない量の瓦れきを私どもは3月11日以降いろいろ見ていて、いまだに瓦れきの山が本市には結構あるんですよ。これの処理ぐらいはやはり日本全国みんなで被災地を支えてもらいたいなという思いから質問させてもらったんですけれども、いずれにしろ、先ほど申し上げたように微妙な部分があるにしても、ある程度はやはり国等が支援をしていただくんだというふうに理解したいと思えます。

○戸津川委員

12ページ、学校教育費補助金についてお伺いします。

県から学力向上パワーアップ支援事業でこれだけのお金が来るということで大変ありがたいとは思いますが。そして子供たちも一生懸命お勉強に励むということも私は大変大事なことだとは思いますが、今やはり震災の後で大人も子供も心が非常に病んでいるというときに、心の支援という視点での補助金というものは県からは今のところ全然ないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○佐々木学校教育課長

心の支援につきましては、まず、ことしから小学校の方に専門のスクールカウンセラーが週1回2校に常駐をしております。また、八幡小学校に宮崎県の臨床心理士会の方から火曜日から金曜日常駐をして、今学期まずはいっぱいまで5月当初から配置をして、一応八幡小に置いていますが、市内の保護者も子供たちも対応できるようにしておりますし、加えて、中学校においてはスクールカウンセラーが御存じのとおり常駐をしているということで、心のケアに努めているところでございます。

○戸津川委員

一般質問でもしていますので、ちょっとこれくらいにしますけれども、問題点は一般質問で述べさせていただきます。以上です。

○佐藤委員

10ページの大代公民館の使用料のところ、後で歳出のところ、災害復旧事業のところでお聞きしようと思ったんですが、昌浦委員がちょっと糸口をつけてくださいましたので、私もここで完結をさせた質問をしたいと思えます。

先ほど昌浦委員の質問に対する答弁は聞いておりましたけれども、私はあそこにそのまま建てていいのかという思いを持っております。本当に大変な水で、地域全体がすごい水につかった部分で、住宅だってあそこに建てるかどうかということが問われてきそうなとこ

ろに、そのままそこにとりあえず存続させていいのかというようなところをきちっと議論をしないで手をつけるということに疑問を感じるんですが、いかがですか。

○永沢生涯学習課長

確かにそういう議論もいたしました。その結果今回の補正予算の計上ということになるんですけども、いろいろな背景がありまして、まず、再築をした場合に激甚災害法の指定の補助金の交付ぐあいはどうなるのかとか、あるいは建築費用が、これは第1回定例会での御質問にもお答えをしましたが、同じものをつくる場合4億から4億2,000万円ぐらいのお金がかかるというふうに言われております。プラス、今回、用地費になります。そうしますと相当な財政負担になる。それから、今の用地は一部は市の用地なんですけど、一部は実は地域の用地になっているんですね。地域といいますか、柏木神社の名義になっているんです。したがって、今の用地を処分をして新しいところに展開するというのもちょっと難しいだろうと。それから、地域の区長の方々が市長との懇談会をやっていますけれども、ぜひ今の位置に早期に利用の再開をしてほしいと、こういう要望もいただいております。

そういうものを総合的に判断をさせていただいて、差し当たり現地で復旧工事をしていきたいと、このように思っております。

○佐藤委員

後で言おうと思ったんですけども、地域の人たちの意見もきちんと聞いてということもお話ししようと思ったんですが、区長会の意向がそういうことということであればそれはそれで一定の手順は踏んでいるのかなという気はするんですが、しかし、現状を見たり、地域を見たり、建物の現状を見たりしたときに、応急的に直して急いで使わせるようにというところの思惑の先には指定管理をきちんとしていきたいという思惑が見えてくるんですよ。そういうところに照準を合わせると何か半端な修理になってしまいそうな気がするんですが、そこにもっと時間をかけながら、その場所でいいのか、あるいは建物の形式をどうするのか、あの場所に建てるんだしたら水が来てもつかからないような建物にするとか、そういうことも含めてしっかり議論を重ねないと、その間使えないということであれば代替の施設を探したり何だりして住民の要求にこたえていくことも必要なんだと思うんですが、そういうところで、間違っていないか。先の着地点を。

○永沢生涯学習課長

確かに指定管理者指定の計画はございます。ですけれども、指定管理予定者の方には、こういう状況ですから大代地区の方々もかなり被災をしております。ですから、無理のないようにというお話をさせていただいた中で、ここまで頑張ってきたんだから来年4月からはやろうという地域の声もございます。そういったものをいろいろ考慮した結果ということで、決して指定管理があるから来年4月にということではございませんので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

建物の傷みも相当ひどくて、皆さんごらんになったと思うんですが、4月1日まで何が何でも全力で頑張るんだと、そういうふうな思いで聞いていたんですけども、やはりそこには住民の人たちに対するきちんとした説明と、それから安全であるという建物をきちりつくっていくということが大事だというふうに思うんです。ですから、何かの目的のために急ぐということではないというふうなお話ですが、私の意見はそういう思いで、あとあそこにそんな災害が来ないことを祈るだけなんですけれども、きちんとしたものを建てて、

しかも皆さんのお役に立てるような、生涯学習の中心の場としてきっちり働きができるような、そういう場所につくっていただきたいということによって、終わります。

○竹谷委員

ちょっとお願いなんですけれども、今回、専決二つやって今回の補正ということできました。今までと異なってきたのは、災害という一つの関係から、国からの補助金、それから県からの補助金、事業費、いろいろあるんですね。私としては、以前当初予算でつくっていたような財政の、こういう財政が来てこういうところに動いていますよというもの。私を一覧表で皆さん方にお配りした方が、二度とこういうことはないでしょうけれども、災害によってどういう国からの資金の流れ、県からの資金の流れ、そして、多分市では持たなくてもいいと思うけれども、いわば不足分を市債で賄うという図式になっていると思うんです。それを一覧表で、きょうすぐとは言いませんから、できれば早急に一覧表で出していただくと助かるなというふうに思っているんですけれども、これはどうかな、市長公室かな。よろしく検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○菅野市長公室長

はい、わかりました。それでは、見やすいような、そういうふうな一覧表みたいなものをつくって皆さんの方に御提示したいと思います。

○竹谷委員

できるだけ、申しわけないですけれども、きょう、あすとは言いませんので、月曜日でもひとつよろしく願いしたいと思います。

○藤原委員

10ページの災害廃棄物処理事業費補助金ですが、さきの専決は、これが2分の1になっていましたね。補助率が2分の1になっていました。今回は100分の85ということで出てきまして、残りが18ページに出てきまして、それを足すとほぼ78億になるということなんです。これは最終的な枠はここにおさまったというふうに理解していいんですか。さらにまた変更する可能性がある、要するに100分の85が100分の100になるとかというような可能性はあるのか、ないのか。ということについて、まずお答えいただきたいと思っています。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まず災害廃棄物処理事業補助金なんですけれども、こちらの補助金のフレームなんですけれども、まず、こちらはかかった災害廃棄物の処理事業費を計算していくに当たりまして、まずその地方団体の標準税収入額、こちらをもって、こちらを参照しながら計算をするということになっています。標準税収の100分の10以下の部分に関しましては補助率が50%というふうになっています。次に100分の10を超えて100分の20以下の部分に関しましては80%、そして100分の20を超える部分に関しましては90%というふうに、処理事業費の額によって補助率が少しずつ上がっていくと、積み上げで計算をしていくという格好になっています。

現時点で計算させていただいているのは、現時点で予算計上しております処理事業費から計算しているものですので、おおむね85%程度が補助に相当するだろうということで積算させていただいています。ですから、今後この処理事業費がもう少し大きくなるとかということがあれば、この補助率といいますか、補助割合が上がっていくということが考えられます。以上でございます。

○藤原委員

枠組みについては、ほぼこれで確定したというふうに理解していいんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

それは災害処理事業に関する財源のフレームということであれば、まずこの国庫補助、そしてその裏の部分に関しましては充当率 100%の災害対策債に当たるということでのフレームであれば、それは確定しているというふうに思っております。

○藤原委員

要するに前の専決のときに 2 分の 1 で出てきたのは、金額が少なかったから、4 億何千万円という枠組みで補助率を算出したので、標準税率の 100 分の 10 以下なので 50%になったということね。そういうことだよ。だから、金額が多くなってきたから、その補助率が従来枠どおり上がってきて、最終的に 85%という数字になったということね。そうすると、実は私は勘違いしていたんだけど、いわゆる地方自治体がいろいろ政府にいろいろな要請をやって、これが 100%補助されるという変更の中で補助率が上がったのかと思ったんだけど、実は制度は全然変わっていないというふうに理解していいんですか。制度は全く変わっていない。ただ単に多賀城の廃棄物処理量がどんどんふえてきたので、従来の補助枠からいっても、標準税率を基準にして見ると、どんどん補助率が従来の枠からいっても上がるような仕組みになっていったので、たまたま 85%になったんだと。それとも、全体の枠組みは変わっていないというふうに理解しているんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

お答え申し上げます。

財源のフレームとしては変わってはおりません。御指摘のように、多賀城市の方での処理事業費がふえたことによって、今回、補助率、補助割合といいますか、その部分がふえているということになっております。

ただ、ちょっと説明の方、不足したかと思いますが、この標準税率額なんですけれども、こちら計算するに当たりましては、平成 23 年度の標準税率額ということで計算をすることになっております。ただ、残念ながら、今のところこちらの平成 23 年度の標準税率額、こちらの方は交付税の本算定も終わっていない状況です。なのでまだ確定している額ではございません。今計算させていただいているのは、平成 22 年度の標準税率額で仮計算をさせていただいている額ということになります。ですから、今後交付税の本算定を行い、23 年の標準税率額、こちらの方が確定しましたらまた若干補助割合の方が動くということもあり得ます。

しかしながら、こちらの財源フレームとしまして、国庫補助の関係、そしてその裏部分の災害対策債の関係につきましては、現時点のところ変更はないということになります。以上でございます。

○藤原委員

23 年度の標準税率を使うと恐らく税率はまた下がるから、補助率はまた上がる可能性が出てくるというふうなことだね、きっと。

それから、18 ページの災害廃棄物処理事業の災害対策債、これは償還のときに何か援助措置みたいなのはありますか、交付税措置するだとか何とかかとか。私は半分まゆつばだと思っているんだけど、そういう仕組みがあるのかどうかということなんです。

それから、あわせて、20 ページの消防防災施設災害復旧事業債、これも補助金とこの事業債を足すとほぼ事業費が全部賄えるような仕組みになっていくんだけれども、これについての償還について何か支援策があるのかということなんです。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

お答え申し上げます。

まず、資料 18 ページの災害対策債について御説明申し上げます。

こちらなんですけれども、先ほどの補助金の裏部分に関しまして、充当率 100%の地方債という扱いになっております。こちらなんですけど、後年度の元利償還金に関しましては、普通交付税の公債費方式により 95%が基準財政需要額の方に算入されるということになっております。残りの 5%に関しましては、特別交付税により措置されるということになっております。ですから、総じて申し上げますと、100%が交付税で措置されるというような格好になっております。

続きまして、資料の 20 ページの方に出ております消防防災施設災害復旧事業債なんですけれども、こちら国の 1 次補正によって充てることが可能になっております補正予算債の扱いになっております。したがって、こちらの方も充当率は 100%という充当率になっております。こちらに関しましては交付税措置がございまして、後年度の元利償還金に関しましては公債費方式により 80%が、あとは残り 20%に関しましては単位費用の方で需要額の方に算入されるというような仕組みになっております。こちらの方も、総じていいますと、100%の交付税措置が設けられるというような格好になっております。以上でございます。

○藤原委員

参考までに、22 年度の標準税収の仮計算というのは、金額は幾らになっているんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

平成 22 年度の標準税収入ですが、こちらの方が 76 億 8,265 万 3,000 円ということで押さえております。ですから、補正予算第 1 号、第 2 号の方からしますと、若干 50%を超える補助率、補助割合ということになるかと思うんですが、こちらの数値、23 年度のものがまだ確定していなかったということもございましたので、1 号、2 号補正に関しましては差し当たり 50%の方で財源の方は計上させていただいております。以上でございます。

○藤原委員

今の件はわかりました。

それから、12 ページなんですけれども、災害救助費負担金、課長がべらべらとしゃべったんだけれども、ちょっとメモし切れなかったので、後で整理したものをメモを欲しいんですが、よろしく願います。

○伏谷委員長

よろしいですか。

○紺野保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

メモでよろしければ、後でお渡しいたします。

○板橋委員

14ページの17款1項の寄附金、震災復興寄附金が5月31日現在で9,100万円ばかりあると。その後もふえていると思うんですが、寄附された方は基本的に義援金と同じような形で被災を受けた方にお上げしてくださいというのが基本で皆さん寄附していると思うんです。この寄附金の使い道はどのように今後お考えになっているんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

お答え申し上げます。

震災復興寄附金に関しましては、こちら市のホームページ上でもそうなんですけれども、新聞紙上でも報道させていただいたんですが、こちら義援金、被災された方に直接お手元に届くようにということで募っている義援金とは全く明らかに分けた状態で募ってございました。震災復興寄附金なんですけれども、こちらは多賀城市の災害復旧と復興事業のための財源として活用させていただきますということで寄附の方を募ってございました。ですから、こちらの寄附金として口座も分けてアナウンスしておりましたので、こちらの口座に入りましたものに関しましては多賀城市の復旧・復興事業に充てさせていただこうというふうに思っております。

○板橋委員

年配の人に一部で、ホームページとか何かそういうふうな形で見ないで、義援金じゃない寄附としてお上げして、銀行を通じて送金されている方も一部あると思うんですね。それ、わかるよ、基本的なこと。それでもって復興費に使うというのはわかるんだけど、結局先ほども最初に話したように、被災者に分けていただきたいという願いでもって寄附とか義援金とかわからないで寄附金で送金されている方も一部あるということをやはり現実的に考えてもらわないと。こういうふうにして分けたから、もう寄附金は復興費に使うんだと、木で鼻くくるような形でなく、やはり心を込めた形で寄附金を一部義援金の方に回して、被災された方に少しでもお上げしようというお気持ちは持たれないんですか、副市長。この件に関してははっきり答弁していただきたいと思います。

○鈴木副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長

これは、義援金と寄附金はホームページだけではなくて河北新報にも載っています。それから、我々は直接いただいたときには、これはこういうことの義援金としてちょうだいいたしますか、寄附金としてちょうだいいたしますかというのを確認しながらちょうだいいたしておりますので、御本人の意思はここにすべて酌み取られているものというふうに解釈をしております。

○板橋委員

河北新報の記事にも、寄附金は復旧費に使うというようになっているんだけど、善意が届かない場合もある形で記事にも載っているんですから、その辺をもう少し柔軟に心のある使い方をやはりしていただきたい。1円でも多く欲しいのはだれでも同じですよ。その辺を再度考えていこうというお考えは持っているんですか、持っていないんですか。

○伏谷委員長

お気持ちということでございますので、副市長。

○鈴木副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長

これは気持ちでやるものではなくて、そういうことでのルールで募っていただいたお金でございますので、その趣旨に沿って使わせていただくのが寄附を寄せてくださった人の気持ちにこたえることだろうと思っております。だから、義援金は義援金。これは前にも話しましたけれども、義援金の中でもこれからどんどん寄せられてくる義援金が足りなかった場合は、市のお金を足しても配るということをお話し申し上げておりますので、そういう面では早く多くのまとまったお金を被災者の方に届けるという気持ちで努めておりますので、やはりこれは費目としては、寄附金は寄附金、義援金は義援金として区分けをするのが正しい使い道だろうというふうに思っております。

○伏谷委員長

以上で歳入の質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時です。

午前 11 時 56 分 休憩

午後 0 時 57 分 開議

○伏谷委員長

定刻前ではございますが、お集まりでございますので、再開したいと思います。

● 歳出質疑

○伏谷委員長

それでは、歳出の質疑を行います。

○深谷委員

24 ページの震災復興企業立地支援事業と 32 ページの中小企業等経営再建事業、これは具体的にどういうふうに違うのか。先ほどの御説明を受けた話では似たような感じなのかなと思うんですけども、どういうふうに具体的に立地支援事業と中小企業等経営再建事業で違うのかというのを、ちょっとこの違いを教えていただきたいんですけども。

それと、この調査業務の委託先はどちらになるのか、もしお話しできるのであれば教えてください。

○小野市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

では、まず初めに、24 ページの私が担当します震災復興企業立地支援事業について、少し改めてお話をさせていただきます。その後、中小企業の支援の方は商工観光課が担当です。そちらの方での違いを御理解いただきたいと思います。

震災復興企業立地支援事業でございますが、こちらは制度的な支援というものではございません。この 2 款の総務費の企画費というところに計上している予算でございます。こちらの方は、皆さん被災された企業の方々にぜひとも現地で復旧・復興をお願いするということに当たりまして、やはり制度支援というそのものだけではなかなかかなえられない細かな対応に対して、いろいろ相談に乗らせていただいて、一緒になって課題を共有して解決していくというふうなことです。きめ細やかなそういう悩みということで先ほども御説明申し上げましたが、そういった取り組みでございます。

一例を申し上げれば、ある食品製造業を営む事業者が既存の工場地帯におり現地での復旧に御尽力をいただいたところですが、製造設備の復旧はかなったものの、消防設備の方が壊滅したために操業開始がままならないというふうな御相談を受けました。その操業開始がままならないというふうなことに對しまして、企業の方々だけではなかなか解決できずにいるというふうな課題に際しまして、我々行政が、法律上例えばどのような対応ができるかとか、そういった法律上の解釈とか運用を調査研究して、その企業の方々と一緒に、例えば消防の関係行政機関に相談に出向いて課題克服に向けての調整に後押しをさせていただくというふうな内容の事業でございます。それにかかわるような経費がこの事業で組み込まれているものでございます。

現地復興の課題はその企業によっていろいろさまざまでございます。多種多様でございます。そうした中で、自力復興を行政の立場で支えてほしいというふうな声はこちらにも寄せておられますので、そういったことに對しまして我々が課題をともに一緒に解決していくと、そういうふうな事業でございます。

○佐藤商工観光課長

商工観光課で支援事業として今現在行っておりますのは、まず、一つは制度融資事業でございます。制度融資事業につきましては、国の制度として東日本大震災復興特別貸し付けということで、中小企業ですと最大7億2,000万円、小規模な事業者ですと4,800万円まで借り入れできる制度がございますが、それらの制度の御紹介と、それから緊急保証ということで、特に津波の被害だけでなくこの地震被害によって営業ができないということによって売り上げが大幅に落ち込んだと、そういう事業者に対する緊急保証ということで、そちらの方ですと最大4億8,000万円までの緊急保証ですね。そういうものの御案内をいたしております。

そのほかに、今現在国で第1次補正で復旧事業に対する支援ということで、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業という制度がございます、グループを組んで制度的な支援補助を受けるということでございまして、そちらの方は最大で復興費の4分の3までの補助金の支援を受けることができます。そちらの制度の御紹介と今あっせんを行っております。それが主な支援事業ということでございます。

申しわけございませんでした。委託先でございますが、中小企業の支援に必要な事業、もしくは、今後どのような被害を受けてどのような市の制度が必要なのかということ調べるために、商工の信用調査を専門に行うような事業者に対して委託先を考えております。

○深谷委員

32ページの方なんですけれども、事業所の調査というのは、要するにお金を貸せるか貸せないかを調査できるようなところに依頼するというような内容なんですか。要は、例えば被災事業所が今何を求めている、例えば工業団地にあるいろいろな企業が何を求めている、そこに必要なものが今何なのかというものを調査するのではなく、今おっしゃられたような、こういう制度がありますよと、それに該当するような企業があるかないかというのを調べるということですか。

○佐藤商工観光課長

今委員がおっしゃられたように、今回の震災でどのような被害があったのか、そしてどのような支援を必要としているのか、そういうようなことを中心に調査を進めるということでございます。

○深谷委員

やらないよりやった方がいいかなと思うんですけれども、3カ月たった今、それぞれのニーズはいろいろ変わってきていると思うんです。やはり政治的にはお金だったり何だったりという部分が、歩いていて聞かれるような部分なんですけれども、そういった部分をどういうふうに多賀城市として工業団地を考えていくのかなというところを踏まえて、こういったことの予算でいろいろあるんですけれども、震災復興推進局の案で、多賀城市の復興のたたき台というものがホームページ上で提示されておりますが、その中で復興ビジョンと取り組み方針ということであるんですが、その取り組み方針は、これは市長も御存じだと思うんですけれども、既存の工業団地について触れているような文言が私が見た限りは一つも見当たらないということがございます。多賀城市の震災復興を考えていく上での取り組みの方針で、この方針はビジョン実現のための方策、方針という中で工業団地ということが触れられていないんです。それというのはどういうふうに解釈すればいいのかなと。震災復興で、先ほど言った24ページにある震災復興企業立地支援事業というきめ細やかな部分で寄り添っていくという部分と商工観光課のこの中小企業経営再建事業ということで、既存の工業団地に寄り添う形で一緒に復興を図っていくという気持ちはわかるんですが、今後、このビジョンの取り組み方針の中ではそれらが感じられる文言が一つも載っていないというように感じるんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木震災復興推進局長

お答えいたします。

復興検討委員会の中のビジョンを今もんでいる途中でございますので、これからもどんどんつけ加わっていくということがまず一つでございますので、今発表しているものがすべてではないということで御理解いただきたいというふうに考えております。

検討委員会の委員の中では、企業の方もいらっしゃるしまして、その方の御意見としては、やはり多賀城に残るためには今まで以上に多賀城の工場地帯が魅力あるものでなければならぬというお言葉もちょうだいでございます。商工観光課での調査、あるいはプロジェクトでの企業へのアプローチ、総体的に、これが今後多賀城市が今立地していただいている企業をまず大事にしたいんだということで、今何が必要としているのかをはかるというところに立っているところでございます。

今後取り組み方針の中で本当に必要としている部分が何なのか、そこから発展していくものとしてはあるいは特区の申請だとかというのもあるかと思うんですけれども、これを近々に探りつつ、今まで多賀城市に来ていただいている企業さんが存続していただけるようなまちづくりにしていきたいというふうに考えているところです。

○深谷委員

その思いは十二分にふだんから伝わってきておるんですが、やはり私も震災以降、工業団地の中でいろいろ活動させていただいて、工場の工場長だったり、社長だったりといういろいろお話しする機会がありました。そんな中で、やはり私一人、例えば議会としての動きで幾らお話を聞いたところで、これはなかなかやはり企業の方々も、おまえ何しに来たんだと、あんた来ても話にならないけれども、聞いてくれてありがとうぐらいにしかならないわけですよ。やはり前回の定例会のときですか、震災復興委員会のときですか、竹谷委員の方から本社を回ってどうのこうのというお話がありました。市長の方で東京の本社の方を回ったというお話もお伺いしました。ただ、東京の本社を回ったのもそうなんですけれども、やはり多賀城に大きな企業があることでそ野が広がっている下請の企業だったりとか、やはりそういった方々、その本社がいなくなったらいなくなるのかとか、そういういろいろなことがあるんですけれども、やはり多賀城の工業団地についても、トップが歩かないと気持ちが伝わらないというのが工業団地の方々の声だと思うんです。中には、多

賀城は工業団地をもう考えていないのかということと言われたこともありました。いや、そんなことはございませんと、考えておりますと。でも、あんたが言ってもだめなんだと、トップが言わないと意味がないんだというふうにはっきり言われるわけです。ですので、やはり市長が現場を歩いて、本当に1軒1軒訪問して、いや、これからよろしくお願ひしますというふうな話で動いていただかないと、工業団地の方々に、これからまだまだ復旧段階で、復興を遂げたところもありますが、いわゆるそういった方々の気持ちを高めるのには市長が歩かないと意味がないんです。

先ほど御説明いただいた内容でいろいろあるんですけども、やはり何をしても、こういったことをやっているよという取り組みにしても、例えばそれを市長が歩くのと職員が歩くのではまた違います。やはり一度は全企業を市長が歩くぐらいの勢いで行っていただかないと私は困るなというふうに思います。実際ソニーの方でも、期間社員の契約がカットになって多賀城からアパートを引き払って出払っている方もおられるわけで、やはりそういったことがどんどん進んでいくと、人口は減る、企業はいなくなる、税収は上がらないということになれば多賀城は立ち行かなくなってしまう。そういったことを何歩でもとめられるようにするには市長が歩かないとだめだと思うんですが、いかがでしょうか。

○菊地市長

私自身も、発災して何日間ですか、恐らく4日か5日ぐらいになりますか、どろどろの中も歩いたし、ある程度回復してからも歩きました。最初のころはもうみんな撤退していたから、企業としてはその現場に残っていない方の方が、はっきり言って、私が行ったってだれもいなかったというところの企業の方が多かったような感じがいたしますけれども、ある程度たってからは大分いらっしゃいまして、頑張ってくださいねというふうな声をかけたり、いろいろな形でもう4日か5日間ぐらいいろいろなところを歩いたんです。ただ、お会いできないところもありましたし、お会いできたところもあります。そういう努力はできるだけしようということで頑張ったわけですけども、今のところレンゴーとか、あるいは日本フィルターとかが撤退するという話のある中で一番何が肝心なのかという話は、結局は津波なんですね。津波なんです。津波がトラウマになって、うちの社員たちがここにいられないということで、別のところに、津波の来ないところに移転するようになりましたというのが企業から聞こえてきた異口同音の声でございまして、ですから、一つは、国に対して、あるいは地元の国会議員の方々に対して、特定重要港湾である仙台港の安心・安全をあなた方、どうやって守ってくれるんだと、国の方針を早目に立ててくれということをお願いしました。そうじゃないと、自分の歯が欠けていくように企業がどんどん抜けていって多賀城の将来にとっては大変なことになるよということで、この間の全国市長会の際の宮城県の全国会議員が集合した「朝飯会」という毎年やっている会の中で私が言ったこととさせていただきます。機会あるごとに今後ともそのことは言っていきたいと思ひますし、要するに津波をどうやって防ぐか、あるいはどの程度まで防ぐのかという方針を、国としてはここまで守るから何とか頑張ってくださいというような方向を早目に立ててもらわなければいけないということで、そういうことを言ったわけとさせていただきます。

また東京へ行って、本社関係、大してそんなに回れないわけで、時間もそんなにそんなにあったわけじゃないから。今度7月の半ばぐらいにまた行って本社関係があるところに行こうかなというふうに思っておりますけれども、できるだけ深谷委員おっしゃったように、いろいろな企業を回ってトップセールスは今後ともやっていきたいと思っております。

○深谷委員

市長がそういうふうなことをお話ししに行ったことも聞いておりました。要は、その工業団地の方々が、例えば塩竈のように大規模、全壊とかでお金がかかって、今回補正の中で

何かやるような感じ、義援金ですか、ああいう形のをどうかなというふうなことで、3社、4社ぐらい業者と聞いたときに、いや、その金もだけれど、要は多賀城市の気持ちが見えないんだというのが聞いたときの声でした。多分市長もやったことがあると思うんですけども、行っていなかったときには、名刺で、お邪魔しました、あいさつに来ましたと書いてポストに入れてきた経験ないですか。1軒1軒、選挙のときに歩いたときにお留守のときにはそういうふうにして、やはりそういう手紙1通でもいいというと、多賀城市の気持ちが見えないんだということが聞こえてくるので、やはりそういったところにぜひきめ細やかな対応をしていただけると企業の方もいいのかなと思うので、それはやられたんですか。

○菊地市長

発災して間もなくいろいろなところを回ったけれど、会えないところもありました。今深谷委員おっしゃったように、ポストなんかいいんですよ。やられたところ、どこにポストありますか。いなかったら当然私は置いてきたいと思いますけれども、そういうところが、そこまでもう津波でやられたところが多かったという事実はわかっていたいただければなと。そのくらい本当に長靴はいて歩いたけれども、会えなかったところも随分ありました。最近は大丈夫でしょうけれども。ポストがあればそういうふうにしたいと思います。

○深谷委員

それはもちろんわかっております。ポストというのは例えであって、別にそれはどんな方法でもやる気になればやれることなので、ポストがあるとかないとか、そういうことではないんです。

ただ、市長が歩くことでしか解決できない相手の気持ちがあるということを知ってほしいんです。ぜひそれはよろしく願いいたします。今後も引き続き多賀城の工業団地、復活しないと本当に多賀城だめだと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、もう1点、交通防災課が所管だと思うんですけども、ホームページ上で津波のハザードマップを掲示されておられるんですが、あれは津波以前のものが掲載されておりまして、いまだにジャスコが避難所だったりとかフクダ電子が避難所だったりというようなので書いてあるんですけども、津波が今回どこまで来たかというのはすべての方見ていらっしゃると思うので、大体の方が、ここに逃げたらまずいというのはわかると思うんですけども、ああいったものをいつまでもホームページ上に上げておくのは私はちょっといかがなものかなというふうに思うので、あれは書き直すなりホームページから削除するなりして、誤った情報を流し続けないようにした方がいいのかなと思います。

その対応はもう一つ言うてから聞きます。それから、一時避難所と指定避難所がございしますが、大規模災害のときには小学校の体育館なりということになっておりますね。その他の災害の場合には、私の住んでいる地区、高橋の生活センターが一時避難所という形になっておりますが、一時避難所に当時逃げた方は、山王小学校の方に帰ってくれと、今回はこっちじゃないよと、そっちの大規模災害の方に移動してくださいというようなお話で、あの雪の中、高橋の生活センターに行った方がまたそこから山王小学校の方に歩くということがございました。私もその辺の認識がはっきりしていなくて、広報回る前に拡声器持って、避難所開設しましたということ、高橋生活センターですということをお話ししてしまって、そっちに行っておしかりを受けたんですけども、結果としてその他の災害の一時避難所の場所、新田の公民館だったり、そういったところを含めて、今回避難所として運営されましたよね。ということ踏まえれば、一時避難所というものとその他の大規模災害時の避難所というのは、市民にそれをどういうふうに周知するかというのはちょっと難しいんじゃないかなと。もう指定避難所なら指定避難所として、そこに行けば、

避難できる人数は狭いので限られているんですけども、例えば何か災害がこれから起こった際には、そこを指定避難所としてお水なり何なりを出せるような場所として確立してしまった方がいいのではないかなというふうなのが、2点目。

3点目なんですけれども、その高橋の生活センターの中で、防災倉庫ですか、防災無線等が入っている、発電機。あれ実際に使おうと思ったら、エンジンがかからなかったんですよ。オイルが入っていない。それを地区の方で確認していなかったという部分もあるんですけども、実際オイルがお店やっけていなくて買えなくて、そうしたら近くに住んでいる職員が自宅からオイルを持ってきたのでかけられたんですけども、ああいったものの管理というのは地区の方になっているんですか。倉庫の中身のものに関して。その発電機がないと結局防災無線の方もコンセント挿すので、最初の時点で使えなかったんですけども、それというのは地区の方の管轄になるんですか。

○武田交通防災課長補佐

まず、第1点目のハザードマップの件でございますが、ちょっとそちらの方は早急に削除するようにしたいと思います。

それから、2点目の一時避難所として避難所のすみ分けですが、基本的に一時避難所はお近くのところにある避難所ですので、その周辺の方が一たんそこに集まっていたいて、それから大規模指定収容避難所の方に移動するというのが我々の基本的な形としているんです。最初からもう遠いところということじゃなくて、最初は近くでとりあえず集まって安否を確認してから移動していただきたいというような形にしていますので、ただ、その辺の周知の方法を再度確認していきたいと思っております。

それから、3番目の防災倉庫の件ですが、管理は市の方なんですけど、ちょっとオイルの部分まで確認がしてなくて、大変申しわけございませんでした。今後そのようなことのないように努めていきたいと思っております。

○深谷委員

じゃ、その発電機の件、多分ほかのところも同様のことがあったのか、それは私確認していないんですけども、ちょっとその辺はぜひ備えていただいて、今後そういったことのないようにしていただきたいなと。

それと、一時避難所と指定避難所の件なんですけれども、やはりちょっとそれを周知してやるといっても、なかなか日中、例えば今回みたいな地震のときにいる方はわかっても、いない方はそこわからないし、その辺の周知というのは難しいと思うので、指定避難所としてやれる範囲のものはもうそこでやってしまうというようなそのくくりのものを今回の震災を生かしてやっていただけるようにしていただきたいなと思っておりますので、御検討よろしく申し上げます。

○松村委員

2点お伺いいたします。

38ページ、防災広報装置整備事業3億5,370万円の計上についてお伺いいたします。

これは今回の大災害で今までの防災広報装置がNTT回線のためそれできなくて新しくデジタル無線に変えるという先ほど御説明ありましたけれども、まず、この件について詳しくお伺いしたいんですが、設置の数ですね。どのくらいするのかということで、もしでき

ましたら、現在何カ所あって、それ同じ数なのか。もしふやすのであれば何カ所ということでお伺いしたいのが一つです。

あと場所ですね。設置場所とかも数がふえればもちろんふえるのかと思いますけれども、場所とかもどのようにになっているのか、設置場所ですね。そういうところをお願いしたいと思います。

○武田交通防災課長補佐

防災広報装置ですが、今現在の防災広報装置は八幡、桜木、大代方面を主に 13 基設置してございます。今回デジタル無線化する数は 53 基にふやそうと思っております。それで、設置箇所につきましては市内一円ということで、西部の方も現在はございませんが、そちらの方も設置していきたいと考えてございます。

○松村委員

市内一円にさせていただくということで、私も安心いたしました。

それで、今の設置場所にそのままつける部分もあるのかどうかもあるんですけども、実は本日も今の防災広報装置で大雨警報の件でアナウンスがあったようですけども、けさ、桜木の方からお電話ありまして、全然聞こえないと。ピンポンはわかるんだけど何を言っているのかよく聞こえないという、そういう苦情の電話がありました。やはりあの地域の方はかなりそういうことで雨が降ったり何かするとすごいナーバスになっておまして、すごく心配してしまって電話よこすわけなんですけれども、今後そういう装置をつける、デジタル無線にするに当たりまして、今のように聞こえないとかそういうことがないように改善されるのかどうかということが一つと、あと、いつの時点でそれが完成するのかもお伺いしながら、それまでの間、今の状況改善されるのかどうか、その点お伺いいたします。

○武田交通防災課長補佐

本日 7 時 41 分に東部仙台の方に大雨警報が出たものですから、それを周知するということが防災広報装置を使わせていただきました。議員おっしゃるように、ちょっと一部の地域の広報装置が聞こえなかったというのは事実でございます。交通防災課の方にも電話で照会をいただきましたので、その辺はもう一度スピーカーの状態とか、あとボリューム、そちらの方を確認をして、聞こえるように調整をしたいと考えております。

それから、区域的には今度新しくデジタル化で 53 基設置しますので、今よりは聞こえる範囲もデジタル化によりましてちょっと広範囲になるということで、逆に、聞こえない区域がなくなっていくんじゃないかなというふうに思っております。ただ、これから設計が入りますので、その辺はちょっと設計をしてみないとはっきりしたことはわかりませんが、なるべく空白区域がないようにしていきたいと考えております。

それから、完成予定ですが、今年度中を目標に設置していきたいと考えております。以上でございます。

○松村委員

今年度中ということで鋭意努力されて、なるべく早目に設置なるように頑張ってくださいと思いますし、あとその間、今後もまたそういう現在の広報装置を使うことはあり得ると思いますので、そのときはしっかりその地域の方たちに聞こえるように明確に、もっ

と大きくというんですか、そういう形でアナウンスしていただければなというふうに思います。

あと、やはり地元の方に、地域ごとにここにもあったらいいというふうな、今の装置を想定してなんですけれども、もっとふやしてほしいとか、ここにあったらいいというようなそういう声もあるみたいですので、ぜひ行政区の皆さんの意見とかも聞きながら、聞こえないところがなくなるようにしっかりと、せつかく予算をつけてやるわけですので、目的がしっかり達成されるようにその辺も考えて場所を選定していただきたいと思いますので、これは要望でございます。

あともう1点、50ページの災害廃棄物撤去事業についてお伺いいたします。

この中に含まれるかどうかなんですけれども、今回の津波の影響によりまして、雨水側溝がかなり土砂が詰まっている状況にあるのは多分市の方でも御存じかと思っておりますけれども、その辺の撤去状況はどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

まず今回災害廃棄物撤去事業で考えている対象範囲ですが、先ほど説明しましたとおり、八幡地区内の下水道管理の排水路があります。そこの中のヘドロとか漂着物等の汚泥を撤去するということと、ポンプ場ですね。八幡雨水ポンプ場とか丸山雨水ポンプ場、大代雨水ポンプ場に漂着した汚泥の撤去ということで、あと一部浮島の雨水幹線、あるいは明月、桜木の雨水幹線ということで汚泥を撤去していきたいというように考えてございます。その他の雨水幹線については、通常やっています災害の廃棄物処理の方で、今も現在も進めておりますが、中の汚泥等については撤去していきたいというふうに考えてございます。

○松村委員

じゃあ、雨水の方の側溝の汚泥のものも別な方向でやっているということですね。そういう御説明ですね。

多分やっていらっしゃるかと思っておりますけれども、何回も言いますように、桜木のあの辺、堤防決壊してなったところの雨水のますがかなりいっぱいになっていまして、私も見させていただきましたけれども、やはり雨になったときの、これから梅雨どきですね、きょうみたいなそういう大雨警報なんか出たときになったらどうするかということで、やはり地域の住民の方は大変不安を抱いておりますので、また冠水するんじゃないかって。必ず冠水するなんて言っていらっしゃる住民の方もいらっしゃいますので、ぜひ早目にその辺の地域の雨水ますの方の汚泥の撤去もよろしくお伺いしたいと思いますので、いかがでしょうか。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

発災直後からはとりあえず瓦れきの撤去で手いっぱいということで、まず上に流れてきた瓦れき、あるいは車も含めてですね、車の撤去とか瓦れきの撤去ということにまず集中しました。それがどけられて幹線が出てくると、今度水の底にたまった汚泥ですね、今お話のあった、それを今盛んに撤去作業をしておりますので、これから雨期あるいは台風シーズンになりますので、その前になるべく早く撤去していきたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお伺いします。

○米澤委員

先ほどの深谷委員の一時避難所とそれから指定避難所の関連なんですけれども、私の方の行政区、大代北区の方は、発災後すぐに一たんは大代東小学校の方には避難はしたんですけども、何せ暗い。そして2階に避難所としてありました。高齢者の方が大変な移動を強いられたものですから、私の方の地区としていわゆる自主防災組織がきちんとなっていたために、集会所に、じゃあ、みんなで戻ろうかという形で戻りました。そのために自家発電と、それから釜とかお米も全部用意されていました。ところが、翌日から炊き出し等を行っているっていうわさを聞きつけた地区以外の方が受け入れてくれという形で来ました。でも、我々はどうしても一時避難所としてそれ以上受け入れることができなくて、とても胸が痛い思いをしました。

そこで、先ほどの関連なんですけれども、この辺もきちんとした地区集会所として、指定避難所とした形で備蓄、災害倉庫としてきちんとしていったものも用意しながら、我々も安心して万が一そういったまた災害があった場合、地区以外の方も受け入れる態勢を整えたいと思いますので、その辺いかがでしょうか。

○武田交通防災課長補佐

集会所に備蓄ということでしょうか。一応備蓄関係につきましては、ただいま学校の方に備蓄をしようということで進めております。余裕教室がある学校とそうでない学校がございまして、余裕教室のある学校につきましては今現在備蓄を分散備蓄という形で進めておりますし、それから、新田浄水場ですか、そういった施設の部分で空き施設があるところにも備蓄を進めております。ただ、集会所まではちょっと備蓄の部分、こちらの機材関係とかそういうのを置いてあるところもございまして、備蓄のところまではちょっと考えてはおらない状況でございます。

○米澤委員

先ほども申し上げたように、今後はどのような形になるかわかりません。正直言って、こういった高齢者の方ってなかなかそこまでの移動という距離は難しいと思います。これは大代地区だけではないはずなんです。このことについて、やはり地区集会所の見直しかけた形での今後の態勢というのが必要ではないかと思うんですが、再度お伺いします。

○武田交通防災課長補佐

近くの学校の方にそういう備蓄関係をそろえておくということにしておりますので、学校から近くの集会所の方に搬送するというような形をとりたいと考えております。

○米澤委員

これは私の認識不足なのか、一時避難所となっていたおかげで、逆に高齢者の方がずっと服用しているお薬を持ってこなかったために急遽ぐあい悪くされて、救急搬送、もしくは私ともう一人と何人かで共同で作業を行ったことがありました。その辺を考えたときに、何度か東小学校の方に申し入れしました。医師がこちらにいらっしゃるんで、私の方にもお願いしますと。これは不可能でした。ということも、それも考えた場合に、やはり今後の対策としてぜひ考えていただきたいと思いますが、要望としてお願いいたします。以上です。

○雨森委員

28ページなんですけど、人件費の中で、被災した市民の声に耳を傾けながら、一日も早い復興を目指すと専決処分等にもありましたが、この大震災によりまして人件費の支出が非常に増大しております。また、被災した市民の声に耳を傾けながら、一日も早い復興を目指

していくことが大切と考えられます。その中で復興財源に充てるためには、市長、副市長、それから教育長、水道管理者の給料のカットについて、以前はカットですけれども、この震災を受けて、それで10%あるいは20%のカットするお考えがあるのかどうか。

また議員も同様、報酬の10%か20%カットして、市民の声に耳を傾ける。これが一体となった復興といいますか、非常にそういった方向が、市民とお互いに手を結びながらやっていくということが市民の声からも多々聞かれるものですから、市長のお考えをお尋ねいたします。

○菊地市長

今雨森委員からそういう話が来ましたが、私、就任してからずっと1割カットで、ずっとそのままやってきたわけでごさいます、今見せられたら、今回の震災後のカットについては、仙台と栗原だけだね。あと気仙沼だけです。ほかのところはどこもそういう兆候はないということで、どっちにしてもそれをもしやるとしたら、ここの報酬審議会にかけなくちゃいけない。そうすると、議員も恐らくかけなくちゃいけないということになるのかなというふうに思います。だから、ちょっと自分の気持ちとしてということ、カットしたからそれだけのものが今回の震災に当たっての何かに役立つかといったら、そんな……。それだけの金額は、例えば2割カットにしたって大した金額じゃないんですよ、考えてみますと。その辺までは今のところは私は考えていないと言った方がいいかなというふうに思います。

○雨森委員

今市長がおっしゃったように金額が……。1割のところをプラス1割、2割になりますね。仮にですよ。その金額が大したことじゃないとか云々じゃなしに、この千年に一度というような大津波で多くの方々が被災を受けているわけです。それでその補償の対象にもならない方がいっぱいいるわけですよ。そういう方々の声も、あるいはまた復興に向けて、金額ももちろんですが、そういう心を、市民の目線をつにして、目線とかですね、そして我々も身を削るんだと、そして市民の皆さんたちとともに一生懸命頑張ろうというような意気込みなんですね、問題は。そういうこと、お金云々ではないんです。審議会にかけるとか、それはまた別問題なんですよ。その市長の意気込みを私はお尋ねしてみたいと。再度お願いします。

○菊地市長

いや、この報酬カットの意気込みというのと震災に対する意気込みというのはまた違うと私は思いますけれども。今までもう発災から3カ月以上頑張ってきたつもりですし、この件とそれとは私は別じゃないかなというふうに思います。

○雨森委員

これは見解の相違でありますから、こう市長にお尋ねしたら市長のお話はこうだったということ、そういったものも正しくお伝えしなくちゃいけないと思うんですけれども、いや、非常にこの声が多いんですよ。ですから、そういうことを一応市長にお尋ねしてみました。

教育長のお考えをちょっと。教育長、どうですか、こういう案はいかがでしょう。市長がおっしゃるからということになるんでしょうけれども。

○伏谷委員長

教育長から答弁を求めるんでございますか。

○雨森委員

はい、お願いします、できれば。

○菊地教育長

市長と同じであります。

○柳原委員

26ページの地域コミュニティ課のコミュニティ助成、宝くじの助成金のことと、あと48ページの災害復旧費の家電リサイクル手数料、50ページの農業施設の災害復旧についてお尋ねします。

まず、26ページですけれども、今回の災害のときに新田の2区の公民館が一時避難所になったんですけれども、実は昨年、宝くじの助成で発電機と炊き出しのセットとあと防災用品を購入してありました。おかげで災害の初日から電気も使えたり、即炊き出しもできて大変助かったわけです。ことし四つの地域で宝くじの助成があるということなんですけれども、ことしもうどういう内容の使い道になっているかというのがわかっていたらちょっと教えていただきたいんですけれども。

○片山地域コミュニティ課長

昨年、おっしゃるとおりで、新田2区につきましては行事用品のほかに炊き出し用品、テントなどを申し込まれたということで、それが今回とても役立ったという話を聞きまして、採択されてとてもよかったなという思いをしております。

今回の4地区なんですけど、まず南宮自治会、向山町内会、笠神自治会につきましては、いずれも集会所の備品ということでテレビであるとかパソコン、いす、あるいはプロジェクター、放送設備、そういったものでございます。八幡下地区については、それらに加えて、こちらの方は発電機などの用品の購入を予定しているということでございます。

○柳原委員

やはり災害のときに電気があるのとないのとでは雲泥の差だと思うんです。各集会所に、ぜひできれば発電機を全部の集会所に配置できたらなというふうに思っているんですけれども、例えば各集会所で発電機がある集会所というのは何割ぐらいあるものでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

すみません。ちょっと手元に資料ございません。

○柳原委員

要望として、集会所にぜひ発電機を設置してほしいということをお願いしておきたいと思えます。

あと、各避難所に発電機がなかったという。新田の場合は山王小学校の体育館が避難所だったんですけれども、行ってみたら真っ暗で、電気がないのでブルーヒーターも使えないと、寒い中で大変な状態で過ごしていたんですけれども、もしここに発電機があれば全然状況は違っていたと思うんですけれども、例えば避難所に発電機とかを設置するという考えはないでしょうか。

○武田交通防災課長補佐

今回の災害の支援物資で各学校の方に発電機を1台ずつ置こうということで計画をしています。

集会所の方には市の防災用品の中に、先ほど委員おっしゃいましたけれども、発電機入っているところもございます。ただ、数は何台あるかちょっと今のところわかりませんが、そのような考えでおります。

○柳原委員

各学校に発電機がそろえられるということで、少し安心しました。

これは提案なんですけれども、各工務店とか建設業者は必ず発電機持っています。そこで、工事用の発電機でも十分非常の際には電源として使えますので、例えば災害のときには工務店が持っている発電機を避難所でお借りできるような、そういう協定といいますか、そういうお願いをするということも一つ考えられるのではないかなと思うんですが、そういうことは検討されたことはありますでしょうか。

○武田交通防災課長補佐

災害協定の中で、レンタル会社とその辺の発電機とかいろいろな機材について災害時に対応できるように協定は結んでいます。

○柳原委員

わかりました。よろしくお願いします。

次、48ページの家電リサイクル手数料なんですけれども、津波の被害がなかった地域に電化製品が結構集積所とか道路とかに出してあるところがまだ多く見受けられるんですが、これの回収というのは市で行う予定はあるんでしょうか。

○伊藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

津波じゃなくて地震のみの地域における家電製品の回収、排出された場合に回収するのかということですが、基本的には、例えばテレビが地震の揺れによって飛ばされて損傷したと、使用に耐えなくなったということであれば災害廃棄物と市の方で受け入れせざるを得ないと、こういう認識でおります。

○柳原委員

地震で壊れたものでしたら回収していただけるということですね。わかりました。

あと最後に、50ページの農業施設の災害復旧なんですけれども、新田、高橋地区を流れて、中野堰から流れて仙台の中野の方に流れている用水堀があるんですが、今、そこ水が流れていなくてどぶ状態といいますか、水がよどんで悪臭とか害虫の発生が懸念されているんですが、この用水堀の水が流れていない現状と、いつごろになったら修理ができるのかをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○狩野農政課長

中野堰が今回の地震の被害で被災いたまして今通水しておりません。そのために、当市では、仙台市に早急に直すようお願いをしておるところでございます。ただ、水の関係、水利権の関係が中野の方の組合の方で持っているもので、こちらの方といろいろと協議を

しないとその辺ができないというのが現状でございます。なるべく早目に仙台の方にお話を申し上げまして通水できるようにしたいと思っております。

○柳原委員

仙台の方になるべく早くできるように重ねて要望をよろしくお願いいたします。

○相澤委員

臨時雇用の件と企業対策についてお聞きいたします。

まず臨時雇用につきましては、52 ページで、道路公園課で先ほど 20 人ですか、それから別のところでも 20 人、8 人、それぞれ説明がありまして、単純にこの予算要求を人数で割りますと、さらっと計算しますと道路公園課の方は 1 人 80 万円ぐらいかな。それから、下の方は 25 万円と、8 人の方は 255 万円になるのかなと。いや、これ私の計算ミスかもわかりません。そのほかにも 71 名を何か雇うということもありました。要するに臨時雇用するための賃金と期間と人数をまずお知らせください。

○佐藤商工観光課長

今御質問いただいた件でございますが、まず、緊急雇用で雇用する方につきましては、市が直接雇用するものと、それから緊急雇用の補助金を使って事業を委託する委託事業と、二つに分かれております。直接雇用の方につきましては、その予算計上しているもののほぼすべてが人件費、例えば社会保険料とかいろいろ賃金、非常勤の報酬であるとか、そういう形でほぼ給与に相当するものになります。委託の方につきましては、人件費がおおむね 5 割、あとそのほかに、例えば先ほどの道路の管理であるとか樹木の管理というのがございましたけれども、委託した会社において必要な重機を使ったり、そういうものの費用も含まれるということで、そのすべてが人件費というものではございません。

なお、今回補正予算をお認めいただきますと、最終的には直接雇用で 71 名、それから委託事業で合計 86 名、合わせますと 157 名の雇用が図られるということでございます。

単価でございますが、基本的に市が直接雇用するということでハローワークを通じて募集しておりますが、賃金が 1 時間 730 円ということで今募集をしております。

期間につきましては、その業務によりましては、半年、ないしは委託の長いものと 1 年というものもございまして、その業務の種類に応じて違ってまいります。

○相澤委員

こういう時期ですから、雇用をなるべく確保して、市民が安心して生活を継続できるようにさらに努力をお願いしたいと思います。

企業の方について次にお聞きします。

先ほど深谷委員が本当に思いをそのまま聞いてくれましたけれども、議会としても震災直後から毎週 1 回委員会を立ち上げて、それで、職員の皆さんは災害に対してお忙しいということだったので、市当局からは渋谷担当に代表して出ていただきまして、その都度いろいろな要求とか要望を申し上げさせていただきました。しかし、県や国に対しては我々直接ここで聞けないものですから、どうしたらいいものかと思ったら、それぞれの党派で議員を出しているんだからそこから聞いてくれという話がありましたので、我々も公明党の国会議員、県議会議員にこのように要望書をつくって、石橋議長名で、多賀城市議会でこのことを審議しましたので返事下さいということを出しました。おかげさまで返事が

来まして、具体的な各省庁の対策がそれぞれ返ってきました。結構のページ数があるんですが、何せその読み方がなかなかないで、直接今回の予算にどの項目がどのように適用されるのかなと、いろいろ予算の説明あるたびにそのページ数をひっくり返して、これかな、あれかなと思って見ているんですが、例えばそういう中で、まず、多賀城においては工場地帯で高圧の電気がまだ来ていません。例えばソニーとか高圧を使っているところは、7月まで電気が来ないので工場がいまだに動いていないんですというお話がございました。

そういう中で、国では例えば雇用調整助成金というものを設けているようなんですけども、これらは現実には多賀城市として適用されるのか。さらに、その動きをかけているのか。それから、被災者雇用開発助成金という項目があるんですが、この助成金を受けるために中小企業なりが既にもう申請とか動いているのかなとか、その辺の動きをまずお知らせください。

○佐藤商工観光課長

今御質問いただきました雇用調整助成金それから雇用開発の助成金につきましては、ハローワークが窓口となっております、例えば雇用調整助成金の場合には、このたびの震災によりまして工場等が事業が実施できないと、その場合に例えば雇用を打ち切るということをする企業がなかった場合に、雇用を打ち切らずにそのままにして例えば休職扱いにしているといったような場合に、人件費の4分の3、ないし8割ぐらいを雇用調整助成金として国の方からいただけるという制度でございます。

それから、被災者の雇用の開発助成金の方は、被災者を新たに雇用した場合にその給与のやはり8割相当額だったかと思いますが、それなりの助成金いただけるという制度でございます、ハローワークの方から各企業の方にそういう制度の周知を今図られておまして、市のホームページなどでも御紹介しておるところでございます。

○相澤委員

多賀城には工場連絡協議会に45社が入っていて、既に何社かが撤退するような話も出ていますし、さらに七ヶ浜・多賀城商工会の資料によりますと、今回被害を受けた中小企業等も含めると1,000社近くになるというお話もあります。そうすると、ぜひその辺の企業の、中小企業、零細企業を含めて企業の動き、状況、多分商工観光課が直接の担当になるのかなと思います。非常に御苦労さまでありますけれども、我々個人のところで被災を受けて立ち上がるのでさえ大変なときに、何十人も使っている企業が例えばさっき言ったように7月まで電気が来ないと、4カ月間給与を、言ってみればただ働きで上げなきゃいけないその確保だけでも大変。しかもお客さんを前にして生産品が全然出ていかないわけですから、そういう非常に重い思いをいろいろ受けていると思うんですね。ですけれども、まずは現状をしっかりと調査して、そして何とかして企業に立ち直ってもらうためには、どういう手があるかと。先ほど申し上げたように、我々は我々でネットワークでございます。必要ならばどんどん県や国に今後も申し入れていきます。ですから、ぜひ担当の方も、大変ではあると思いますが、頑張っって何とか企業も立ち直れるようお願いしたいと思いますが、お考えだけ、心意気だけ聞かせてください。

○佐藤商工観光課長

今お話しいただきましたことを肝に銘じまして、企業に周知を図るとともに、一日も早い市内の中小企業者の復興を願うために業務を邁進していきたいと思っております。

○伏谷委員長

ここで 10 分の休憩といたします。再開は 2 時 10 分です。

午後 2 時 00 分 休憩

午後 2 時 10 分 開議

○伏谷委員長

それでは、再開いたします。

再開の前に、商工観光課長より発言の訂正を求められておりますので、発言を認めます。

○佐藤商工観光課長

先ほど相澤委員の御質問に対し誤った答弁をしてしまいましたので、訂正をさせていただきます。

先ほど被災者雇用開発助成金についての説明の中で、私 8 割程度というお話をしましたが、正確には、今回の震災による被災者を 1 年以上雇用した場合に、正規雇用者の場合ですと大企業 50 万円、中小企業が 90 万円ということで、助成対象期間 1 年間ということで支給されるものでございます。以上、訂正させていただきます。

○昌浦委員

私は 3 問でございます。

質問に入る前に、先ほどきょうの大雨に関する広報を聞こえなかった地域があったということなんですが、私どもは明瞭に聞こえたとし、非常に滑舌がよく、またかつ話の間のとり方がちょうどよく、よく聞き取れました。そして何回も広報してもらったということで、ああ、大分進歩したなと思っておりましたので、一言。珍しいんだけどね。

では、行きますよ。まずは 28 ページの避難所設置事業の避難所夜間警備業務委託料についてと、次が 38 ページの交通防災課のここに書いてあるもろもろのことに関連して、それから最後なんですが、40 ページの八幡小学校プール改修事業、これについて質問させていただきます。

まずもって 28 ページの避難所設置事業なんですが、御説明では警備員を夜間に配置するという説明だったんですけども、避難所に夜間に警備員配置するって、これどういうことなのかと素朴な疑問を持っているんですよ。避難所の夜間警備業務委託料の内容が警備員配置ということなんです。これ警備員って、何で警備員置かなきゃだめなんだ、そんなに物騒なのかというふうに思うんですよ。その辺を、とりあえずどのような理由で警備員を配置するのかちょっとお答えいただきたいんです。

○永沢生涯学習課長

夜間警備員は、4 月 10 日に避難所 3 カ所に集約した以降、総合体育館と山王地区公民館に置いております。これは過去の例になりますけれども、まず、かなり犯罪が多くなるという事例がございました。例えば性犯罪ですね。それから、このころになりますと飲酒で結構トラブルもありました。警察官を呼んだこともたびたびございます。そういったことで、夜間だけ警備員を置いて抑止力を高めようと、こういう趣旨でございます。

○昌浦委員

中にいわゆる避難されている方に仄間を私はしていたんですけれども、まさかとは思っておったんですけれども、多々そういう例があったようですね。

それでなんですけれども、警備員配置は、これは今ですと大きく三つ、細かく分ければ四つ、すべてに夜間は警備員を置かれるのでしょうか。

○永沢生涯学習課長

すべての施設に置いております。

○昌浦委員

とにかく今御回答があったような犯罪を抑止していただくように、鋭意頑張ってくださいと思います。

次は 38 ページの方の、いろいろといろいろな方が御質問されると思うんですけれども、私はちょっとまずもって将来のことを聞きたいんですよ。今回の大震災の記録というのか、そういうものをきちんととる担当といったらいいのでしょうか、そういう専門の部署と担当者の選任というものを念頭に置いておかれると、確かに今まだ復旧・復興の段階ではあるにしても、意外とここで記録をとっておかないと後々同じ轍を踏むというおそれが私はあるんですよ。ゆえに、やはりその辺で記録とか何かをおとりになるお考えはあるのかどうか、それがまず 1 点。

2 点目、今回のこの震災で、私自身 3 月 11 日の夜は文化センターあるいは学院大工学部の礼拝堂等、あるいは市役所も含めてですが、いろいろと夜にかけて歩いてつぶさに私も避難してくる人たちの姿や何かを見させていただいたんですが、その中で意外と帰宅難民というのが多かったんですね。そして、あるいは企業からの。ともかく地震があってラジオを聞いて、仙台新港が 10 メートルの津波というラジオを聞いた瞬間に、ある企業は、即文化センター、高台を目指せということで企業一丸となって文化センターを目指したという例が多かったんですが、そこで先ほどの御説明で 1 万 2,000 人分だけれども、この 1 万 2,000 人掛ける 2 食掛ける 2 日みたいなお話をされているんですけれども、私、物心ついてから 1 日 3 食食べているんですけれども、なぜ 2 食なんだというのが本当に素朴な疑問なんです。

それから、きのうもちょっとお話をしたんですけれども、避難された方、初日は本当に乾パンを六つかそこらに分けて食べたとか。これでは……。こういう経験を次にそういうことのないようにしていく意味でも、先ほど言ったように記録をとることもさることながら、この根拠といったらいいのか、2 食掛ける 2 日というこの算定はどういう根拠から来るものなのかというのもあるので、それもお答えいただきたいと思います。

○武田交通防災課長補佐

帰宅難民の部分でございますが、それに伴う 1 万 2,000 人分の 2 食分という部分でございますけれども、3 食用意すればそれは十分な食事ということになると思うんですが、なかなか災害時には 3 食を支給するのも大変ですし、食べる方も 3 食きちっと食べるのかなとの思いがございます。それで、最低限生命を維持するという部分で 2 食分あればある程度、お腹を満たす部分にはなるのかなと。それから、3 日目になりますと、先ほど申しましたように、流通備蓄で支援の部分の食糧等が入ってまいりますので、そういうのが入った時点で数を多くしていきたいなと考えておるところでございます。

それから、災害の記録の部分でございますが、災害時の部分については時系列とかでとってありますし、それから、今私どもの方の防災指導員が災害時の写真であるとか、あるい

はDVDとかを利用して記録という形の一応つくってはございます。まだちょっと不十分な部分もございますので、その辺はもう少し中身を精査して記録として残せるようなものをつくっていきなとと考えてございます。以上でございます。

○昌浦委員

まず、質問を順序立てて言いますね。まず、記録の方ですけども、記録をとっておかないとだめなんです。何が不足して、次の災害のときにはこの経験をこういうふうにかかすんだということで、極めて当局にとっては耳の痛い話なんかも集めて、最終的には一つの冊子にまとめ上げて、もう極端なことを言えばマニュアル集みたくなるようにつくりになって保存するのがこれが最後、私が思っている最後の形だと思うんですね、私は。それが1点。

なぜならば、先ほど何かどこかで災害が起きたときにお世話になったということでこちらからも応援に駆けつけようと、そうおっしゃったわけね。ならば、そういうときに今回のいろいろな失敗例、成功例というものを派遣された方が知っている知らないではえらい違いだと思いますよ、私。だから、この質問を最初にしたんです。ですから、これはやはりここにいらっしゃる理事者の皆さん方、肝に銘じていただきたいと思うんですよ。

それから、次、実は3月11日夜半、もう12日になったかな、次の日の朝だったかな、たまたま市議会事務局にいて局長とお話をしていたんですよ。備蓄というのはやはり最低市の人口分ぐらいしてないとまずいなと、そう思ったんです。それから、3日目には云々とおっしゃったけれども、本当に3日目に来ましたか、今回。そういう想定ではだめだと私は思うんですよ。3日目になれば災害協定で本当に来ましたか。それなら、避難所で飯食えなかったという、ろくすっぽ食べられなかったというような不満が市民の間から出ないはずですよ。その辺、本当に来たかどうか逆に聞きたいと思うんですけども、御回答ください。

○竹谷総務課長

ただいまの昌浦委員の御質問にお答えしたいと思います。

発災当時を振り返ってみますと、まず3月11日発災日なんですけれども、最初に避難所に食べ物を提供できたのは3月11日の午後4時ごろです。一番最初にお配りできたのが、乾パン4,160食という記録になっております。それから、2回目何を配ったかということなんですけれども、それは翌日の3月12日、前日に支援物資として届けていただきましたおにぎり、それから日赤のかまで本市職員が炊き出しをした袋入りの御飯、それから支援協定を結んでいる業者の方から納品をいただいたお菓子それから飲物などを配らせていただきました。それから、3回目は、同じ3月12日と同様に支援物資として届けていただいたおにぎりなどを配らせていただきました。

今回の災害で、まず1日1食という時期がございました。3月13日までは1日1食でございます。14日から22日までは1日2食の御提供をさせていただけるようになりました。3月23日以降は、1日1食分がお菓子とかそういったスナック菓子程度のものであったかと思うんですけども、3食提供できるようになったということです。いつ支援物資が届いたかと言いますと、今回の災害におきましては3月11日の午後11時です。発災日の午後11時、多賀城市消防団第3分団の婦人部の方から、数こそ限りはありますけれども、おにぎりが届いてございます。それから、最初に各自治体の方からの支援物資、どこからいただいたかということになりますけれども、3月13日、発災の翌々日になります、山形県の天童市の方からたくさんの支援物資をちょうだいしております。以上でございます。

○昌浦委員

そのときに避難所、公的な部分からあるいは自主的に地域でやった部分の避難所も含めて、先ほど柳原委員がおっしゃったように私の住まいするところでも自主的に開いたんですよ。炊き出しもしました。でも、実は、市役所の方で記録とっているならその日の、11日の夜の夜でもいいですよ、あるいは12日の朝でもいいけれども、何人の人が避難所に避難されていますか。その数字があるならちょっと示してください。

それと届いたおにぎりの数とか、それから、何千食云々とおっしゃったけれども、その数字の差異というのがどのくらいあるかちょっと逆に教えていただきたいですね。回答してください。

○竹谷総務課長

お答え申し上げます。

3月11日の消防団第3分団からの支援のおにぎりにつきましては、午後11時、個数にすると約200個。それから、13日の天童市からの支援なんですけれども、お米がカップのお米だと思えます、3,242個。それから、五目御飯が800個、サンマの缶詰2,580個、飲料水264本、ラ・フランスのジュースが6,000本ということになってございます。

○昌浦委員

委員長、ちゃんと答えていないんだよ。11日の夜あるいは12日の朝に、何人避難所に人がいたかということ。

○竹谷総務課長

失礼しました。11日の避難者数については1万人ということ、12日が1万2,000人ということになっています。

○昌浦委員

ですから、一番最初に戻って、1万2,000人掛ける2食掛ける2日という数字は、これは果たして本当に妥当かどうかというのはやはりもう少しお考えいただきたいということで聞いたんです。ずっと、回りくどく。

それから、補佐がおっしゃった3日目には協定を結んだ云々って。そんな1万2,000人が2食食べられるだけの数字という食べ物、備蓄も含めて満足な量あったかといったら私は非常に懐疑的だ。

もっとひどかったのは職員ですよ。2日ぐらい食べない人、いたと思うよ、間違いなく。自分食べないのに一生懸命になって、あそこの旧の中央公民館の今物置になっている講堂かな、あそこの南側で女性軍が一生懸命になって炊き出ししているのを私ちゃんと見ていますよ。お世話する人も食べられない。だから、備蓄というものをもう少し考えてほしいです、この際。いいとか悪いの話じゃなくて、それで、やはり安全な高台に保管するなどの保管方法も含めて、最低2日間は3食、災害の発生の度合いによっても違うけれども、今回の経験というものをやはりそういうふうに生かしていただきたいなと思うからこのような質問をさせていただいたわけです。

いいですか。一番ひどいのは職員だったと思いますよ、私。避難されている方たちにお配りして、自分たちは食べないで、睡眠もろくすっぽしない不眠不休でやっていたのを私はわきにいって如実に見ていますよ。さっき申し上げましたように、物心ついてから私、1日

3食食べていたと言うけれども、いいですか、一番お腹がすいているというのが辛いんです。だから、最低限命をつなぐなんていうんじゃないんですよ。食べなければ食べないでいいんです。持っているだけで。でも、物がある、食べる物があるというのは、一番避難している人にとって少しの安堵感を与えるものだと私は思うんですよ。

その意味でやはり備蓄というもの、それから、今回の災害を反省して、よりどんな災害に対しても耐えるような備蓄というものを御検討いただきたいと。回答は結構です。ですけども、それは十二分にお考えいただきたいと思います。

では、質問を変えます。

40ページ、八幡小学校のプールの改修事業で、今回は改修事業そのものを御説明では先送りしたということでございます。これで、八幡小学校のプールが欠陥があるとかそういうのじゃなくて、十二分に授業とかプールの使用に耐え得るものかということをもまず1点確認させていただきたいと思います。御回答ください。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

八幡小学校のプールについては、利用する分につきましては何ら問題ないという状況で確認をしております。

○昌浦委員

きょう、私の議員のレターケースの中に、学校プール使用の開始についての通知ということで多賀城市教委の学校教育課長の号外という文書、写しという判こが押されて入っていました。これ見させていただいたところ、留意点の中に、放射能に不安を持つ保護者・児童・生徒がいることから柔軟に対応することと。やはりいろいろ保護者にとっては、大丈夫だと思っても、やはり心理的にひょっとしてとかいろいろな思いというのが交錯すると思うんですよ。ゆえに、柔軟に対応することというのは、例えば何でプールに入らないだとか、そういうふうな教育現場の中でいわば強制とか何かというのは当然ないと、それが柔軟に対応することなんだと理解していいのか、その辺ひとつお聞かせいただきたいんです。そうでないと、これどういう意味なのかなというのが一つ。それから、ゆえに、体育の時間だから強制的にすべて入らなきゃだめだというものでもないんだということあたりが、これが柔軟に対応の部分に入るのかどうかだけ確認したいと思います。

○佐々木学校教育課長

ただいま昌浦委員のお話しあったとおりでございまして、公式な文書ということでなかなか具体的なことが書けなかったわけですが、校長会の折に、こういった不安な部分が多いことから、本当に無理してとか、あと特に入らないとどうなるかわかっているかとか、あと1学期ということもあれば評定の時期も絡んでいきますから、そういった部分で精神的に逆に不安を与えるような言動については厳に慎むようにというふうに校長会でも指示をしております。それで、先ほどの柔軟に対応という表現で各校長には指示をしているところでございます。

○森委員

まず1点が、交通防災課の横断旗について。26ページ。それから、30ページの仮設住宅について。それから、52ページの各文教施設災害復旧費について。

まず、最初の横断旗なんですけど、550本を購入するというんですけど、どのような横断旗。非常に何だそんなものと言われそうなんですけど、一番最近だとしゃらしゃらという布のも

のが非常にいいなと思うんですね。なぜかといいますと、冬場カチカチになってしまってすぐ壊れてしまうというふうなことがありまして、その辺、どんなものでしょうか。

○伊藤交通防災課交通防犯係長

森委員から御質問のありました横断旗についてお答えします。

横断旗については、市内 63 カ所、139 基の場所に横断旗の補充をしておりますが、今回、従来使っております三角形の児童・生徒が持つナイロン製の横断旗について、震災後横断旗が流出したところ、あと従来どおり不足したところ、補充した経過が 480 本不足で、今回秋の交通安全時の不足分補充としまして 500 本補充ということで予算を上げさせていただきました。以上です。

○森委員

ナイロンというふうなことでよろしいんですね。そうすると、ビニールではなくてナイロンで、しゃらしゃらという表現が正しいかどうかはとり方によって違うと思うんですが、冬場かたくなならない材質ですね。多分単価は随分違うのかなと思うんですが、そちらの方が長持ちするなという感じはします。両方あるんですが、今も。どんどん片方はベリベリと破れていくというふうな現状でございます。ぜひその辺検討していただければと思います。答弁結構です。よろしくをお願いします。

次に、私の中では次の順番で逆になりますけれども、文教施設の災害復旧なんですけど、公の施設も含めてなんですけれども、アスベストが入っているというふうなことでございます。余震がずっと続いています。ここで災害ごみ、瓦れきに関しましてもアスベストが問題になっておりました。学校施設等ではいつか非常に問題になりましたが、瓦れきではなくて中の、地震での災害での、封じ込めた、たしかそんな処理をしたと思います。その辺の影響はどうなんでしょうか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

今回の特に学校施設の関係につきましても、すべて管財課の方の技術職員と一緒に確認をさせていただきまして、封じ込めしているようなところについての損害はありませんでした。ほとんどが給排水設備の関係で、学校の方についてはとりあえず応急処置が終わっているということでございます。

○森委員

外では放射能等、放射線ですか、中ではアスベストというふうな不安がありまして、子供たちもおちおちなかなか勉強する環境ではないなというふうに思うんですが、その辺のところは気をつけてあげていただきたいなというふうに思います。

次に、いよいよ本題に入りました。仮設住宅の管理でございます。先日、きのうも板橋議員の方から、多賀城中学校の敷地内にある仮設でございます。実はこの仮設について、PTA等に説明がない状態から、もちろん当局の皆さんも何とか早目に避難所から仮設へと、プライベートが守れるような環境づくりというふうなことで努力されたと思うんですが、ただ、せっかく避難所になっていた、何とか子供たちに教育環境を整えてあげたいというふうなことで、学校から今の避難所の方へ移っていただいたと。逆に学校の校庭、我々も聞いてなかったような気がするんですが、中学校の校庭に避難所を建てると。PTAの方々も、工事が最初に始まってしまったというふうな経緯がありました。教育委員会からも出ていただいて、PTAの、雨が降ってました、それから工事が始まってしまいました、若干

参加者は少なかったんですが、そこに副教育長初め管財課の皆さんが出て説明していただいたと。このような状況で間違いないですよ。

実は、そこで、決して仮設に住まわれている方々に問題があるわけではないんですが、ただ、不安はPTAの方にもある。もちろん多分仮設の方に住まわれる方にも不安がある。やれ、中学校だとやかましいんでないかなとか、逆に、今度は部活で迷惑かけるんじゃないかなというふうなところがあったり。非常に環境としては便利は便利。ただ、環境としてはいかがなものかなと。学校施設というのは最後なのかなというふうなところで、そこで確認をさせていただきたいんですが、私もその場にいまして説明も聞いていました。今回も避難所の統合がされました。されようとしています。皆さんの御協力を得て、避難されている方々の御協力を得て最終的に復旧修理もしなければいけないと、御協力をお願いしたいというふうなことで統合している。

さて、ここで、仮設もだんだん皆さん自立されてどんどん社会生活をしっかりとできるようになってきたと、そのときに一番最初に優先的に学校施設を子供たちの方へ返していただければなというPTAの声がありました。なるべくそのように協議をして対応してまいりたいというふうな答弁でした。間違いないですよ。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

現在、高橋、山王、城南、そして多賀城中学校、多賀城公園、そして勤労青少年ホーム跡地というふうなことで、最終の仮設住宅というふうなことになっていますが、いずれそれらを統廃合していく際には、できるだけ多賀城中学校の敷地内にある仮設住宅については優先的にといいますか、お願いをして、統廃合をする場合にはぜひ御協力をお願いしてまいりたいと、このように考えております。

○森委員

よろしくどうぞお願いいたします。以上でございます。

○佐藤委員

30ページの、私も仮設の管理のことでちょっと伺います。

きのうの説明では管理をどこかに委託したと。4人で巡回しながら管理をするということに対して、少し人数も含めて常駐をするかしないか検討もしたいという回答だったように思うんですが、それでいいんですよ。

その前提で私ちょっと考えたんですが、管理を委託するのにこのぐらいのお金がかかる中で、やはりそれぞれの仮設には規模に応じて集会室が設置されているという状況がありまして、その集会施設はいつでも使えるように、かぎがきちんとその仮設にいる人たちの手元になければいけないと思うんです。一々使いたいときに管理の人に電話をして持ってきてもらうとか、そういうことも含めて、そういう状況では使い勝手が悪いし、例えばひとり暮らしの人たちなんかは一緒に食事しましょうと言って集会室で食べるようなこともできればいいねみたいな話もお聞きするんですが、そういうときにやはり自分たちが自主的に使えるような状況が常に保障されなければいけないと思うんですよ。そのときにどうしたらいいかと考えたときに、今公営住宅は市営アパート、県アパートも含めまして管理を住民の方々をお願いしております。少しお金をお支払いして。そういう形態に変えた方がいいのではないのでしょうかということなんです。

○内海保健福祉部長

我々自身も試行錯誤の中で、仮設住宅をどのような形で運用していけばそこにお住まいの方々にとってベストな状態になるかというふうなことを日々勉強させていただきながらやっているというような状況でございます。例えば、仮設に入った電化製品の使い方一つとってもみても、今まで使われてなかったものを使うというふうなことで、本当に細かい話をすれば、そういったところからわからないという問題がどうも出てきているようでございます。今委託しているところの担当の方には、そういった部分も含めて親切丁寧に何回も教えてやってくださいというふうな形をお願いしているところでございます。自主管理ができればやはりそういった形が望ましいと思いますので、そういった状況も、うまく誘導できるような仕事もやっていただきたいと思います。

それから、仮設の数も当初予定していたよりもふえてきていますので、当然態勢の整備の問題や何かについてもこれから再度考えていかなくちゃいけないというふうに思っております。

○佐藤委員

現状で1,900万円ぐらい予算をとっているわけですね。それぞれ住民の方々にお願いするとすればそんなにお金はかからないのではないかなというふうな気がします。1カ月幾らかの手数料をお払いしても、ぜひそういう方向性で、当面これをお願いをしながら切りかえていった方が予算的にもいいのではないかなというふうな思いがしますので、検討を強めていただきたいと思います。

次に、32ページです。

労働諸費のところ、商工観光課の13番委託料、地域産業振興事業のところ、これは去年度もやって好評だった事業だったというふうに思います。ことしも予定をしていたけれどもこの震災でだめになってやめましたということなんですけれども、多くの事業が廃止になっている中で、やめなくてはならないものとか、やめざるを得ないものとかそういう事業と、あるいは続けていった方がいいのではないかなというふうな事業の仕分けがあるかと思うんですが、その続けていった方がいい事業の中に私はこの事業が入るのではないかなというふうに思うんです。これは本当に就職難の若い人たちを支援するための支援策でありまして、今度のこの震災でやはり仕事なくなったという二十代の運送業者の方とかいろいろお話をたくさん聞きます。そういう中で、なかなか多賀城の市役所にあるハローワークもそうだし、塩竈のハローワークもそうですけれども、本当に仕事を求めている人たちであふれ返っていました。この間、私たちも調査にハローワークに行ってきたんですが、通常、例年の4~5倍の求人の人たちがいるという所長のお話でもありましたけれども、そういう中で、しかし他県からはうんと来ているんですと言うんです。他県からうんと来ているんだけれども、なかなか地元志向が強くて、マッチしてなくて要求にこたえられないというふうなお話でしたけれども、そういう意味では、よその県、他県から来ているところでのあっせんのしようというものもあるのではないかと。そういうことにこういうお金を使っていくということもあるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤商工観光課長

今御質問いただきましたことにつきましてですが、確かに他県から多くの求人をいただいて、今回は特に震災に関して被災者の方を優先雇用したいというふうなお申し出をいただいて、ことし例えば卒業された新規学卒者で未就職者の方に対しても各学校を通じて御案内が行っているところでございます。ただ、今委員のおっしゃられたように、なかなか地元志向が非常に宮城県の方やはり強いといえますか、他県でなく地元に残って職を探した

いという方が非常に多くて、なかなかやはり雇用につながっていないというような実情がございます。

今回廃止したこの事業につきましては、本来であれば継続して、地震にかかわらず実施していきたい事業ではございましたが、これまでお願いしていた企業、もしくはことしお願いしたいと思っていた企業がすべて被災してしまったためになかなか実施が難しいということでもございました。

ただ、今後ともこれをやめるということではなくて、そういう復旧・復興していく中で機会をとらえてこの事業をまた復活させたいなどは思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○佐藤委員

様子はよくわかるんです。地元の企業も復興していく中で、人手が必要になったときにはそれにこたえていくという体制も整えていかなければならないかと思うんですが、それがどのぐらいの早さで多賀城に復興の兆しが見えてくるかというのはまだわかりません。そういう中で、仕事を求めている人たちに対するコーディネートをするというようなことは、本当に速やかにいつでも切りかえられるようなそういう体制を、お金、金額的にも、人、マンパワー的にもとっていくことが大事だというふうに思いますので、そういう辺で怠らない構えを続けていただきますようによろしくお願いをいたします。

次に、46 ページです。

図書館費で、需用費のところ図書館購入見直しと言ったんだけど、どういうふうに見直したんですか。

○永沢生涯学習課長

復旧・復興重点化のための見直しということで、これは聖域なく全部やりました。この図書館の需用費については、市立図書館の司書のチームに検討の要請をしました。その結果、一般図書を中心に、今閉館していますから、そのことも含めて見直しましょうということで、コレクションとして収集するのは、もちろん必要なものでそれは買います。それ以外で一部を減らして今回は補正を計上したと、こういうわけでございます。

○佐藤委員

移動図書館には大変やはり皆さん好評でたくさんの方が集まってまいります。リクエストも多いかと思うんですが、ぜひそういう声にはなるべくこたえていただけるようによろしくお願いをしたいと思います。

それから、もう一つだけ。すみません。52 ページの道路橋りょう災害復旧費なんですが、道路の修復です。きのうも本当にとにかく穴だらけで大変だというお話をして、とにかくパトロールを強めて何とか事故がないように頑張りますという部長のお話だったんですが、産業道路と砂押川の大代から行くとカーブするところ、あそこに大きな凹凸があるんですよ。よくへずって見ると1メートルぐらい下がっているんでないかと思うぐらいの穴で、何回か道路課には言っているんですが、県がなかなか腰を上げないという点では、きょうも瓦れきを積んだでっかい車がそろそろと歩いているのね、あそこ。あれは本当に早急に直さないといひっくり返ったら大変な事故になるんでないかと思うんですが、県に本当に厳しく要求していかないでだめだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○鈴木道路公園課長

なかなか私どもの方でも、県道につきましては、大変正直なところ頭を痛めているところ
です。対応が非常に遅くて、県道そのものの凹凸、結構ございます。それで市民の皆さん
からたくさん苦情いただきまして、いただいたらすぐに県の方には連絡をするようにして
おります。特に今回の震災につきましては、NTTであるとか、下水道のマンホール、そう
いった周りが引っ込んでいるんですね。そうした場合に、仙台土木事務所での見解といた
しましては、その各占用管理者がやるべきであるということを言っているのではなおさら遅
くなっているという、そういった状態です。なお、私も出向いてまでもお願いをしてもお
るんですけども、なかなか改善されないという、そんな状況でございます。

○佐藤委員

道路課長が出向いても改善されないという県の態度はいかがなものかというふうに思うん
ですが、本当にあそこは穴ちょっと引っ込むとアスファルトを埋めて、それが3日後ぐら
いにはまた下がっているという状況なんですね。本当に抜本的な対策を講じないとどん
どん下がり続けていくという状況にあるかと思えます。そういうところは、市内、あれが多
分うんと大きい部分でないかと思うんですが、あとは砂押川の堤防の抜本的な改修も含め
て、ぜひ道路課でらちが明かないときには市長なんかも行っていただいて対策とってい
ただかないと、本当にあそこは大型車がいっぱい通りますから事故につながるんだなとい
うふうに思いますので、頑張っていたきたいと思いますが、市長、いかがですか。

○菊地市長

なかなか徹底されないようで、私も何回もあそこは通っておりますけれども、早急に直す
ように私の方からも県の方に言っておきたいと思えます。

○戸津川委員

二つございます。39ページ、教育費に関することと、30ページ、入浴施設に関する二つ質
問をさせていただきます。

まず教育費の方ですけども、今回の補正にはちょっと出ていなくて大丈夫なんだろうかと
ちょっと心配をしましたら、9月の補正で出すから大丈夫と先ほど課長に教えられまして
安心はしたんですけども、就学援助の問題でございます。

このたびの被災で本当にたくさんの方々が、小学校・中学校の教育費どうやろうかとか、
給食費のこととか学校後納金、教材費のこととかあるのに大丈夫かなと、こういうふうに
思っておりますら、ちゃんと就学援助の中には被災された方という項目がきちんと入っ
ておりまして、被災した人はそれが受けられるという項目があるということを私も知りま
して安心をいたしましたところでございます。早速教育委員会の方にはたくさんの方が申請に
いらしているとお聞きをいたしました。本当に早急な対処をしていただいてありがたいと
思っております。

そこで一つお願いなんですけれども、その就学援助の制度の中には被災した人も利用でき
るんだということを私のように知らない者もさぞかし多いのではないかと思います。それ
で、例えばあそこの6階の窓口のところはその就学援助のお知らせの紙を置いていただ
くとか、そして被災者の被災した人というところを赤ペンで印なんかつけておいていただ
くと大変父母の皆さんは安心なさるのではないかと思います。その1点お願いしたいと思
いますが、いかがでしょうか。

○佐々木学校教育課長

今回の件で各学校にきちんと全部の家庭に就学の説明書をお配りして、各学校では学校だより等を通して全部の御家庭の皆様にお知らせをしております、今委員御指摘の案につきましては、それで私どもの方法でまず大丈夫なのではないのかなと。あと窓口に来られた方、区域外進学あるいは転入関係で来た方にも、明らかに住所で見てわかる部分については、こちらの方からこういった制度がございますよという御案内を差し上げている次第でございます。

なお参考までに、現在の準要保護関係で現時点で昨年度の延べ人数を上回っておりますが、その中で今現在 543 名申請をしておりますが、新規の関係、要するに東日本大震災関係では 161 人の子供たちがこの準要保護の適用をさせてもらっております。なお、申請の項目の中に、東日本大震災関係という文言ではなくて、その他という部分で扱わせていただいております。以上です。

○戸津川委員

他の市町村よりも数段、他の市町村では年に 1 度しか案内は出していないのに 3 回も出しているという意味では、本当に私は敬意をいつも払っております。ありがとうございます。

しかしながら、就学援助と聞くと、お母さん方の中にはやはり収入のところが問題になるんだという意識も多いと思います。ですので、そのようなお願いをしたわけですが、できないのであれば私の方でもそういう宣伝していきたいと思います。

次に移ります。

入浴施設のことですけれども、これはささやかなお願いなんです、入浴施設は、聞くところによりますと極楽湯の入浴券をお渡しして、極楽湯には行けるようになったということで、本当におふるのなない方にはありがたい施策であると、文字どおり温かい施策だなと私は思うんですけれども、ほかにも多賀城市内には入浴施設が、こじんまりとした入浴施設が八幡地区にはあると聞きました。そういう近くの入浴施設にも利用できるといいんだけどねと、あそこまで行くのは大変なのよと。ぜひいたくと言われればそれまでなんですけれども、そういう市民の声がありましたので、一応これは御検討をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○松戸交通防災課主幹

ただいまの質問にお答えいたします。

現在極楽湯の協力で入浴支援を継続しておりますが、八幡のゆ処悠々とも入浴支援の協定を締結しており、今現在極楽湯と同様に利用できるように話し合いを進めている段階で、話し合いがまとまった時点でゆ処悠々の方も利用できるように市民の方に周知していきたいというふうに考えております。以上です。

○伏谷委員長

ここで 10 分間の休憩といたします。再開は 3 時 10 分といたします。

午後 3 時 00 分 休憩

午後 3 時 10 分 開議

○伏谷委員長

それでは、再開いたします。

○中村委員

私の方は、38 ページ、交通防災課関係。それから、その下の方の学校教育関係。それから、34 ページの3 観光案内板整備事業。これ関連ですけれども、これは国府多賀城駅前の広場の整備についてであります。

最初に交通防災課関係、これ関連です。災害時の自助・共助を重んずる立場から、自宅を含む市職員派遣以下指定避難所外避難所対策についてお伺いします。

今回津波を受けなかった行政区で、非常にうまく運営していた行政区があるというふうに聞いております。今先ほど柳原委員それから米澤委員がちょっと触れましたけれども、もう一つ立派に運営されたところがあります。それで、この各行政区で、今回津波を受けなかった行政区で非常に避難対策がうまくいっているところ、何か当局の方で把握していれば御紹介したいと思っております。

○武田交通防災課長補佐

各自治会といいますか、地区の方には自主防災組織というのが整備されてございます。それで、47 行政区中、44 行政区今現在自主防災組織が組織されておりますが、当然その自主防災組織で通常避難訓練だとかいろいろなそういった災害関係の訓練なんかをやっているところは今回のような災害が起きたときにうまく運営ができたんじゃないかなというふうに思っております。

○中村委員

このことでちょっと紹介しますが、大代南の、あそこでは区長がリーダーシップをとって七、八十人集会所に集めて炊き出しをやっていました。それで、集会所に来られなかった方にはリヤカーで食べ物と水を運んでいただくと。これは非常にいいのかなと、そういうのは非常に好ましい対応だなと思っております。

そこで、次に、それは結局行政区の区長を初めとする地域環境推進員、それから保健衛生地域推進員とか民生委員がその核となってそういう組織をつくってやったら非常に運営がはかどるのではないかなと。それにはどうしてもマニュアルなんかが必要だなと、そういうことを感じますけれども、いかがでしょうか。

○武田交通防災課長補佐

防災リーダーという方を各地域の区から推薦をしていただいて、そういう方々にここ何年か研修などをして、要は核になっていただく方ということでお願いをしております。そういう方々が今おっしゃいましたような環境員であるとか民生委員とかをまとめていただいて、各地域での防災の向上のために動いていただけると大変ありがたいのかなと思っております。

○中村委員

その行政区以外に各個人で友達それから親戚等呼び寄せて、多いところでは30 人ぐらい避難していたと、そういうことを聞いております。そのような対策を考えてはいかががとは思いますが、いかがでしょうか。それはちょっと個人的な立場が多いので、取りやめませう。

それでは、次、現在、市民への対災害備蓄を奨励が必要ではないかと思っておりますけれども、備蓄の奨励の今現状はどのようになっておりますか。個人に対して。

○伏谷委員長

備蓄の奨励ですか。交通防災課長補佐。

○武田交通防災課長補佐

我々、各地域に出向いて防災訓練とかありましたときにお話ししていることは、各世帯で3日分の水と食糧、これは備蓄をしてくださいというようなお願いはしております。今回の場合も在宅避難なさっている方も結構いらっしゃいましたけれども、そういう部分で、3日分の備蓄品があれば結構役に立ったんじゃないのかなというふうに考えてございます。

○中村委員

今回で給水関係が非常にトラブルだと。よく皆さんに聞いてみると、ほとんど飲み水の備蓄がなかったと、給水車に頼っていたと、そこでけんか腰になっていたと。そういうのをちょっと見かけましたので、ぜひ飲み水に関する備蓄を徹底していただければいいのかなと思います。

それから、飲み水に関連して、各地区または近隣にある井戸水の井戸があるんですね。その井戸の存在等がわからないので、その辺のマップ等の徹底をした方がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○武田交通防災課長補佐

確かに井戸水も災害時のときには大変役に立つものだと思いますが、それを飲み水に利用するとなるとやはり検査とか必要になってきます。そういうことで、数もはっきり申し上げましてどれくらいあるかちょっと私どもの方ではつかんでおりませんので、今後ちょっとその辺は検討してみたいなと思います。

○中村委員

井戸に関しては、笠神の方では3カ所ありました。そこを、給水車が行った後そういうところを紹介して飲み水の補給をお願いしたと、非常にうまくいったと、そういう例がありますので、ぜひ井戸によって飲み水ができるようなチェックをしていただきたいと思います。

それから、次、下の学校教育課関係です。それから、この学力向上パワーアップ事業についてお伺いします。先ほどサマースクールそれから多賀城市版手引き書の作成と、そういうことをお話しされましたが、従来とどのように変わっていくのでしょうか。

○佐々木学校教育課長

中村委員の質問にお答えいたします。

まずサマースクールにつきましては、これまで同様な中身、方法で行ってまいります。ただ、例年ですと5日間やっていたわけですが、今回、学校の方で授業時数の回復を図る意味もございまして、例年より5日早めて学校が8月20日に始めますから、今年度は3日間のサマースクールの実施でございます。内容、方法は従来どおりでございます。

それから、今年度この事業によって、今まで各学校ごとに学習の手引きを作成していたわけですが、今度は市教委としまして多賀城市の子供たちに合った統一された手

引き書をつくって、また、あわせて保護者への啓発用のリーフレットなどを含めて作成していきたいと。現在の保護者には全部行き渡るように、そしてホームページ上にもアップしましてどなたでもダウンロードできるような形というふうに、今のところはそういった構想を考えております。

○中村委員

学力アップというところある程度目標があるのではないかと、そのように思います。それで、具体的な計画及び目標等があったらその辺を御紹介していただきたいと思います。

○佐々木学校教育課長

ことしこれから始めようとする事業でございますが、昨年まで文科省の学習状況調査があったわけでございますが、その中でポイント的にはいろいろ県の方でも公表しているところですが、その中で多賀城市で足りない部分はどこなのかという部分を重点的に、かといって数値云々を目指すのではなくて、昨年よりは苦手な部分を一人一人、個々の児童に照らし合わせてアップさせていくような形というふうに考えているところでございます。

○中村委員

スコアの充実したものと考えてよろしいのでしょうか。

○佐々木学校教育課長

スコアと申しますか、先ほど申し上げましたように、サマースクールのことを別名多賀城スコアと言っております。それに加えて学力向上にテーマを絞った部分で新たな事業を今年度から展開していくというふうに御理解をお願いしたいと思います。

○中村委員

最後に 34 ページ、3 観光案内板整備事業、関連でございます。国府多賀城駅前の広場及び時計台の整備についてお伺いします。

この災害で広場がでこぼこになったり時計台が斜めになっていたり、史跡案内ボランティア及び浮島の方が非常に心配しております。その後どのような計画で整備しようとしているのかをお聞きします。

○鈴木道路公園課長

被害の状況については把握をしております。今回の災害の補助をいただいて整備するように計画をしております。

○中村委員

大体いつごろ、その具体的期日等があればお聞かせしていただきたいと思います。

○鈴木道路公園課長

これから国の災害査定を受ける関係もございまして、年度内中には完成をしたいというふうに考えております。

○中村委員

やはり国府多賀城駅は観光多賀城の北玄関ではないかなと思っていますので、ぜひ修理を早く実施していただきたいと思います。以上です。

○伏谷委員長

ほかに質疑ございますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

ここで歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 39 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○伏谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 議案第 40 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

○伏谷委員長

次に、議案第 40 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) を議題といたします。

関係課長等から説明を求めます。下水道課長。

- 歳入歳出説明

○江口下水道課長

それでは、資料 2 の 68 ページをお願いいたします。

初めに、歳出の方から御説明をさせていただきます。

○竹谷総務課長

それでは、資料の 68 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 40 万円の増額補正でございます。

説明欄の総務課関係の 1、一般管理職員人件費につきましては、後段で御説明申し上げます。社会資本整備総合交付金事業の減額及び単独起債事業の増額に伴う財源組み替えでございます。

○江口下水道課長

それでは、同じ項目の下水道課説明欄の1でございます。下水道事業庶務事務につきましては、40万円の追加補正でございます。これにつきましては、災害復旧時において瓦れき等の倒壊によって公用車が破損したため、その修繕をお願いするものでございます。

続きまして、1款2項1目雨水管理事業でございます。これは3,913万円の減額補正でございます。減額理由といたしましては、このたびの震災に伴う災害復旧事業と例年の維持管理作業に重複する部分が生じたものでございまして、関係経費を減額するものでございます。

説明欄1、雨水管路維持管理事業につきましては、13節におきまして2,848万8,000円の減額でございます。これは管路用地の除草業務委託料の一部と、河川への吐け口ゲートの点検に要する経費の減額でございます。

続きまして、同じく2の雨水ポンプ施設維持管理事業でございます。こちらにつきましては、11節需用費で798万5,000円、13節委託料で265万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。これにつきましては、ポンプ場のベルトコンベア-の修繕費用及び減速機の修理費用、それから13節の機械設備の点検業務に要する経費のそれぞれ一部を減額するものでございます。

続きまして、1款3項2目汚水管理費でございます。こちらにつきましては、13節委託料600万円を減額するものでございます。これにつきましては、このたびの震災に伴う災害復旧作業と重複するものであるために、汚水管渠内の破損状況等の調査及びその補修業務を委託している費用の一部を減額するものでございます。

続きまして、70ページをお願いいたします。

2款1項1目公共下水道建設費でございます。こちらにつきましては2億5,893万5,000円を減額するものでございます。このうち説明欄1と2、こちらにつきましては震災対策事業、3は地震対策事業でございますが、このたびの震災による災害復旧を最優先させるために事業を翌年度へ先送りとさせていただきそれぞれ関係費目の減額補正を行うものでございます。

それでは、説明欄1、高橋雨水幹線整備事業につきましては、工事や用地買収についての減額補正を行うものでございます。

続いて、2番、六貫田雨水枝線整備事業につきましては、高橋雨水幹線整備事業と同様、工事や物件移転補償につきまして減額するものでございます。

3の中央雨水ポンプ場地震対策事業でございますが、こちらにつきましては工事につきまして減額するものでございます。

続いて、4の雨水施設建設事業〔単独〕につきましては、15節工事請負費で250万円をこちらは追加するものでございます。これにつきましては、22年度事業である丸山-2-1工区整備工事の施工箇所において一部補助対象外箇所の道路舗装復旧が必要になったためこれを追加するものでございます。

続いて、説明欄5の汚水枝線整備事業〔単独起債〕につきましては、15節工事請負費で600万円を追加するものでございます。このたびの震災により被災した家屋の建てかえに伴って浄化槽等から下水道処理への切りかえを行うため、必要な汚水ますの取り出し要望等が

住民の方からございましたので、その施工箇所の経費が当初予算を上回ることから今回追加補正をするものでございます。

続きまして、3款1項公債費でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらにつきましては財源の組み替えでございます。これは先ほども申しましたように、下水道事業庶務事務それから1款3項2目污水管渠維持管理事業の補正に伴う、充当されている下水道使用料の充当先変更によるものでございます。下水道使用料を610万円プラス、一般会計繰入金を610万円マイナスということで財源の組み替えとなっております。

続いて、5款1項1目公共下水道施設災害復旧費でございます。全体で4億2,414万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。そのうち、1目公共下水道施設災害復旧費でございますが、こちらにつきましては4億850万円の追加をお願いするものでございます。

説明欄1、公共下水道雨水施設災害復旧費につきましては、13節委託料で600万円を減額するものでございます。これにつきましては、雨水管路の災害復旧に際し公共土木災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けるべく、その申請に必要な設計書等の作成業務費である雨水管路災害復旧調査設計業務委託料において進捗による不足が生じたことから、1,200万円の追加補正をするものでございます。

また、雨水管路浚渫業務委託料につきましては、今後の進捗状況を見込み、2,100万円の減額を行うものでございます。

続きまして、八幡雨水幹線整備検討業務委託料でございますが、こちらにつきましては、今回の津波被害で板柵等が崩壊し流下断面が不足しており、当面の間、現状復旧で対応してまいりたいと考えております。今後の整備方法といたしましては、現在事業認可を得ておりますボックスカルバートの整備を行って流下能力を確保するよう計画しております。しかし、今回の津波によりまして市内では八幡雨水ポンプ場、仙台では中野雨水ポンプ場がそれぞれ被災し機能停止状態に陥っております。この両施設のうち、八幡雨水ポンプ場は5月12日に全ポンプが稼働しており、また中野雨水ポンプ場は6月末に3台のポンプのうちの1台、7月末には2台目が稼働予定ですが、全面復旧には2年くらいかかるという仙台市からのお話ございました。

それにつけても、5月30日の温帯低気圧による総雨量70.5ミリの降雨時に、中野ポンプ場に流入すべき六貫田雨水幹線の雨水が溢水して八幡雨水幹線の方の最上流部、要は臨海鉄道のちょうど下の部分ですけれども、その部分で溢水して八幡雨水幹線の方に流入し、八幡の雨水ポンプ場を稼働し内水排除に努めたところでございます。これらのことから、今後大雨時には中野ポンプ場に向かうべき雨水が八幡雨水幹線に流入することが想定されますので、それにあわせて、八幡雨水幹線の整備方針や整備手法等について今回の経験も踏まえながら早目に検討する必要があるということで、今回300万円の追加をさせていただいたものでございます。

続きまして、丸山雨水ポンプ場でございます。こちらにつきましては1億7,450万円の追加をするものでございます。こちらにつきましては、今回の地震、津波によりまして、丸山ポンプ場そのものが水位計による自動運転方式をとっておりますけれども、自動運転をもって内水排除をしておりますが、今回の地震の影響で雨水幹線の水位計や監視装置、それらに障害が生じ、自動運転不能状態に陥っております。このことから、今後の降雨期に備えましてこれらの丸山の雨水ポンプ場の機械設備の復旧を進める必要があることから、今回補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じく 2 の公共下水道汚水施設災害復旧事業でございますが、こちらにつきましては 13 節委託料で 2 億 4,000 万円を追加するものでございます。これは汚水管渠及び汚水マンホールポンプ施設の災害復旧に際し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けるべく、その申請に必要な設計書等の作業業務費である汚水管渠等災害復旧調査設計業務委託料において、津波被害エリアの被害状況が想定以上であったことと、また津波による土砂が汚水管渠内に堆積されておりその除去費用において想定以上であったことから、経費に不足が生じたため追加補正をするものでございます。

続きまして、5 款 2 項 1 目流域下水道施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては 1,564 万 2,000 円の追加をお願いするものでございます。

ここで、大変申しわけございませんが、説明欄 1 の流域下水道雨水施設災害復旧事業、流域下水道、この「雨水」の部分を削除していただきたいと思っております。大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。

こちら流域下水道施設災害復旧事業につきましては、19 節の負担金、補助及び交付金でございます。これはこのたびの震災で被災した宮城県仙塩浄化センターを中心とした仙塩流域下水道施設の災害復旧事業に要する関係市町負担金でございます。総事業費の 10%を各市町で負担するわけございまして、災害復旧費の管渠に係る部分につきましては 9.25%、それから処理場に係る部分につきましては 16.98%を負担するものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、64 ページにお戻り願いたいと思っております。

3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金でございます。こちらにつきましては 1 億 3,260 万円の減額でございます。

これは先ほど歳出においてもお話し申し上げました高橋雨水幹線、六貫田雨水枝線、中央雨水ポンプ場地震対策の減額補正によるものでございます。浸水対策事業分でございますが、高橋雨水幹線につきましては 9,260 万円、六貫田雨水枝線につきましては 1,500 万円でございます。地震対策事業である中央ポンプ場につきましては 2,500 万円の減額をするものでございます。

続いて、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金でございます。こちらにつきましては 2 億 437 万 7,000 円の追加でございます。

これにつきましては、先ほど歳出においても御説明申し上げました雨水管路維持管理事業、雨水ポンプ施設維持管理事業、汚水管渠維持管理事業の減額補正により 4,513 万円の減額要因があったものの、一般管理職員人件費の社会資本整備総合交付金事業の減額補正及び単独起債事業の追加補正に伴う財源組み替えや、下水道事業庶務事務、雨水施設建設事業単独分、それから災害復旧事業費の追加補正により 2 億 4,950 万 7,000 円の増額要因があったため、結果的に 2 億 437 万 7,000 円の追加を行うものでございます。

続いて、8 款 1 項 1 目下水道事業債でございます。こちらにつきましては 4,870 万円の追加でございます。

1 節の公共下水道事業債につきましては、先ほど歳出において御説明申し上げました 2 款 1 項 1 目公共下水道建設費の説明欄 5 の汚水枝線整備事業単独起債の追加補正に伴う地方債発行額の追加 640 万円でございます。

次に、66 ページをお願いいたします。

説明欄 2 の交付金事業でございますが、これも先ほど御説明申し上げました社会資本整備総合交付金事業である公共下水道建設費の高橋雨水幹線整備事業、六貫田雨水枝線整備事業、中央雨水ポンプ場地震対策事業の減額補正に伴う地方債発行額の減額でございます。それぞれ高橋雨水幹線につきましては 1 億 80 万円、六貫田雨水枝線につきましては 1,690 万円、中央雨水ポンプ場につきましては 2,820 万円の減額ということになっております。

それから、5 節公営企業災害復旧事業債の説明欄 1、単独事業債につきましては、先ほど御説明申し上げました災害復旧事業費の追加及び地方債発行可能事業の精査に伴う追加でございます。雨水施設関係では 9,949 万 5,000 円、汚水関係では 7,310 万 5,000 円でございます。

続いて、説明欄 2 の流域下水道事業債につきましては、先ほどもお話し申し上げました流域下水道施設災害復旧事業の追加補正に伴うものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

続いて、60 ページにお戻り願いたいと思います。

第 2 表地方債補正の変更でございます。

先ほど歳入予算補正で御説明申し上げました下水道事業債の公共下水道事業債にあつては、減額補正により地方債発行の限度額を 1 億 3,950 万円減額の 1 億 300 万円、公営企業災害復旧事業債にあつては、追加補正により地方債発行の限度額を 1 億 8,820 万円増額の 8 億 5,140 万円とするものでございます。これらによりまして、補正後の限度額の合計額は 4,870 万円増の 15 億 3,770 万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

続きまして、資料 3 の 23 ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、下水道事業の元利償還金の雨水・汚水の内訳と、それに対する財源の内訳が当初予算と比べてどのように変化したかというものをあらわした表となっております。

当初予算の欄でございます。一番上の欄でございますが、上段の表中、合計欄で 19 億 9,843 万 5,000 円、上段の欄の合計欄でございます。左から右にいくようになります。一番上の表の合計欄でございます。19 億 9,843 万 5,000 円、これを賄う財源といたしまして、下水道使用料を 3 億 6,584 万 9,000 円、資本費平準化債を 4 億 7,920 万円、下水道事業債（特別措置分）を 9,240 万円、下水道事業受益者分担金負担金を 181 万 5,000 円を充当し、最終的に一般会計繰入金では全体で 10 億 5,917 万 1,000 円としておりました。

これが今回の 2 号補正後におきましては、元利償還金につきましては当初予算に変わりはございませんでしたが、これを賄う財源でございます。これに変更がございます。中段の欄の合計欄をごらんいただきたいと思います。下水道使用料で 6,236 万 8,000 円減額の 3 億 348 万 1,000 円、続いて資本費平準化債、特別措置分、受益者分担金負担金に変更はございませんで、結果的に一般会計繰入金は、1 号補正から 2 号補正により 6,236 万 8,000 円増額の 11 億 2,153 万 9,000 円ということになります。

以上で下水道事業特別会計の補正要求の説明を終わらせていただきます。

- 歳入歳出一括質疑

- 伏谷委員長

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

○昌浦委員

71 ページなんですけれども、中央雨水ポンプ場ですね。地震対策事業、工事を減額というふうに説明があったんですよ。これ、いわゆる金額そのものは、工事金額が低くなったものなのか、あるいはやめてしまったのか、その辺がよくわからないので、この減額の理由というのは一体いかなるものなのかお聞きしたいんですが。

○江口下水道課長

今回雨水ポンプ場につきましては、大代の雨水ポンプ場と八幡雨水ポンプ場が津波で被災しております。あと地震によっても被災しております。そのほか丸山、あとは中央ポンプ場、あと浮島と、こちらは地震被害の方が非常に多くなっております。その関係で今回災害査定の中で、今回の被災を受けたものについては災害査定の方にちょっとくらがえする関係がございましてこちらの方は減額をするということで、下水道の場合ですと今回の地震災害については7月11日から査定が入りますので、ちょっと今のところその辺の最終的な数字はわかりませんが、とりあえずこちらのものについては減額をするということにしております。

○昌浦委員

ぼーっと理解はできたんですけども、基本的なことを聞きたいんですよ。これって、地震対策事業ということはいわゆる耐震化を補強するわけですよ。そういう目的でこの予算というのは箇所づけされていると思うんですけども、地震が来たときに耐え得るのかなと、私、素朴な疑問を持つんです。その辺というのは、どういふかわりがあるってこう減額になったのかちょっとよくわからないんですよ。

○佐藤建設部長

中央ポンプ場の地震対策事業ですけども、23年度当初予算では、23年度中に耐震補強の詳細設計と耐震補強工事までやろうというふうに計画を立てて予算づけをしたところなんです。ところが、この震災の関係で支的にもなかなか工事まではちょっとかかれないうことで、今年度は設計業務だけを行って、耐震工事については翌年度に先送りしようというふうに工事分だけ減額しております。

○深谷委員

その公共下水道事業の浸水対策部分で高橋雨水幹線なんですけれども、高橋雨水幹線についても、今部長がおっしゃったような内容と同様と考えてよろしいでしょうか。

○江口下水道課長

高橋雨水幹線につきましては、事業を1年間繰り延べをするということで考えております。ただ、その中ですべての事業を繰り延べするということではございませんで、JRに委託する分、要はJRに係る部分についてはことしはそのままJRの方に設計を委託して、次年度整備をする際にはスムーズに事業が進むようにJR分だけは残してございます。そのほか工事の部分については、ことしは災害復旧に努めるために、次年度繰り延べという形にしております。

○深谷委員

要は、最終的にあそこが完成するというか、工事完了が要するに1年延びるということではないんですね。わかりました。

○藤原委員

73ページ、5款1項5目なんですけれども、八幡雨水幹線整備検討業務委託料300万円。これちょっと意味がよくわからなかったんですよ。本来であれば全部仙台港に行くべきものが八幡幹線の方に流れてきたというような説明だったと思うんですが、本来のいわゆる設計との関係で、それがどういうことなのかよくわからないんです。想定を超える量が集まっていったり乗り越えてきたということなのか、それとも仙台港のポンプが全部完成しているのかどうか、その辺もちょっと私うる覚えなので、その辺の関係からよく説明してほしいんですが。

○佐藤建設部長

高橋雨水幹線の海老鉄工から臨海鉄道のところまでの計画断面は600掛ける600が最初で、そこから始まって六貫田雨水幹線に接続されて中野ポンプ場に行っています。高橋雨水幹線は高橋雨水幹線で、海老鉄工から南の方に下って中野ポンプ場に入っています。今回の地震で中野ポンプ場が被災して全く機能停止状態になったものですから、雨が降ったときには自然流下でしか流れない状態になっていました。その関係で海老鉄工の裏から臨海鉄道の方に、それから臨海鉄道の下から八幡雨水幹線の方に雨水があふれて流れていったということでございます。

それで、これは事業認可というか排水区域の変更も絡んでしまうので、余り正式な話としては言えないんですけれども、要するに、いざというときに八幡雨水幹線の方に六貫田雨水幹線とか高橋雨水幹線の水を流して排水できるような余裕を持った幹線整備を八幡幹線の方で考えていきたいなということで、その検討をしたいということで計上したものでございます。

○藤原委員

そうすると、事業認可との関係でいうとこれは補助事業にはならないね。いわゆる八幡幹線と六貫田雨水幹線、その接続部分の門の調整なんかができるようにしたいということなんです。管は変わらないよね。八幡雨水幹線の管渠するものは変わらないと思うんだよ。ちょっともう少しわかるように、ちょっと今までの経過からするとあれっという感じがするので、ちょっと丁寧に説明してほしいんですが。

○佐藤建設部長

八幡雨水幹線につきましては、用地幅が約10メートルほどですと砂押川の方に行っているわけなんですけれども、事業認可上の断面では、たしかソニー工場の裏のあたりで幅が2,200あるいは2,300掛ける深さが1,300ぐらいの断面になっています。ということは、用地幅に対して整備する雨水管渠の断面が比較的少ないということで、補助で整備する部分については補助で整備しますけれども、用地幅の残った部分で余裕を持たせて、ダブル断面みたいなことを考えてあふれてきた水を受け入れるようなことができないか。仮にもしできるのであれば、その用地幅を生かして緑道とかコミュニティ空間とかそういったものを整備するとしたらどういった補助メニューがあるのか、その辺の検討もしてみたいというふうに考えております。

○藤原委員

これは本筋は中野ポンプ場が地震が来てもしっかりと稼働し続けるようにしてもらおうというのが本筋の話なんでしょう。いわば万が一というか、万が一のための手だてだ、これは。そういうふうに理解していいんですか。

○佐藤建設部長

はい、そのとおりです。

○藤原委員

それから、丸山ポンプ場の傷み状況というのはどうなんですか。原因は津波だったのか、地震だったのか。何が原因で故障したのかということなんですか。

○江口下水道課長

こちら丸山ポンプ場につきましては、大代とか丸山、鶴ヶ谷方面から雨水が流入しておりますけれども、今回、大代地区の方から津波によって海水、土砂が入り込んだことから、ポンプ場内施設の点検作業を行ったところ、機器類に結構多くのふぐあいが生じたことによりまして、今後の降雨期を迎えるに当たって復旧を急ぐ必要があることから今回補正をお願いしたものでございます。

○藤原委員

津波により土砂が流入して機器類にふぐあいが生じたと、素直に理解するとそういうことだね。

あそこはモーターでしたか、ディーゼルでしたか。本体は津波はかぶっていないんでしょう。それから、配電盤とかどうだったんですか。

○江口下水道課長

本体については影響はございません。ただ、砂とか海水が中に入り込んだ関係でどうしても要はあちこちの機器類に影響が生じている関係から今回補正をお願いするもので、ちょっと細々したのがいっぱい積み重なった結果ということになります。

○藤原委員

わかりました。

それから、もう1点。污水管渠等災害復旧調査設計業務委託料、これ2億4,000万円ね。きのうのものと含めると4億円だね。きのうは16キロだから1億6,000万円なんていう話だったですが、きょうは24キロだから2億4,000万円ですか。きのうの話ときょうの話はどういう関係になるんですか。

○江口下水道課長

下水道事業の災害復旧の中で、今回津波、地震の被害を受けたところの、まず目視調査というのがございます。目で持ってマンホールなりを見て歩くと。次にマンホール内調査をして、2次調査を今回査定に向けてやるわけなんです。污水管の場合にマンホールとマンホールの間部分、ここにカメラを入れて調査をしなきゃいけないと。それらの関係もあって調査費は結構膨大になると。それで、きのうお話をした污水管の調査延長16キロ、それから雨水管は2キロという形になっております。今現在の調査のキロ数については、今現在も津波エリアがちょっと浸水をしている関係で調査ができないということで、そのの

部分についてキ口数が把握し切れていないというのがございまして、今のところはきのう部長の方がお答えした数量という形での数量しか押さえていないというのが実際です。

○佐藤建設部長

1号補正でお願いした16キ口につきましては、地震被害の区域でございます。それから、今回の2号補正につきましては、津波被害を受けた区域の被害調査でございます。24キ口は津波被害の区域の延長です。

○吉田委員

八幡雨水幹線に関することについては一般質問で通告していますから省きますが、実は、中野ポンプ場については先ほど説明があったとおり、水没して機能を果たせないでいて自然流下で現状と行われているわけですが、先ほど深谷委員も質問していましたが、高橋雨水幹線とそれから六貫田雨水枝線の関係ですね。1年間繰り延べしているということとの関係で、現状では高橋雨水幹線から六貫田雨水枝線を通じて水量が全体的に多くなった場合には八幡雨水幹線に流出するという関係になっていて、これらのことをやはり抜本的に打開するためには、基本方針ののっとして中野雨水ポンプ場の機能回復を図るということでないといけないと心配事は絶えないわけですね。その面で仙台との協議をしていることの一部報告がありましたけれども、いわゆる3台ポンプが設定しているうちの1台、2台の稼働のことを含めて、その先の見通しですね。仙台市との協議がどのような形で復旧・復興策を図るということの事業計画を策定されているかについて御報告願います。

○江口下水道課長

中野雨水ポンプ場につきましては、仙台の方とちょっと調整したところ、先ほどもお話しさせていただきました6月末に主ポンプ1台、7月末に2台目のポンプが稼働予定と。それで仙台としては、全面復旧までには2年間を要するというところで仙台の方から話をされております。

○吉田委員

そして、その先のこととして懸案事項になっている全体で5台の計画ですから、さらに2台のことも含めてこの際きちっと方向づけを定める協議を図るべきだと思うんです。これはずっといわゆる先送りになってきていて、当初は平成20年度ごろまでにと話があり、その後また延びて今日に至っているということなものですから、その3台のこととあわせてさらに5台全体をどのような形で取り扱うのかという関連の話は、それは西原ポンプ場との関係とかいろいろな絡みがあって今日に至っていることは承知しています。さらにまた北新田ポンプ場のことも多賀城に影響を持っているという、これまたいろいろな兼ね合いがあるんですけども、トータルで、今言ったような兼ね合いのことを含めて仙台市との協議を十二分に、もう一回スタートラインに立って協議を図るという姿勢で臨んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤建設部長

中野ポンプ場は震災前には1,800のポンプが3台稼働していました。大雨のときに台数制限をかけていまして、1台目動いて、雨が強くなると2台同時運転して、もっと強くなると3台同時運転ということになるんですけども、3台同時運転になったのは過去で1回で数分間しかなかったそうなんです。ということは、今の雨水管渠の整備状況からいうと、3台まで必要なのはそれほど頻度は多くなかったのかなと思いますけれども、実際、背後地の整備であるとか、それから多賀城市の高橋雨水幹線の整備が進みますと流下量があくんと増すわけですから、中野ポンプ場に雨水が集まってくる量は速くなるし、多くなってきます。

ですから、その辺は時期を見きわめながら、仙台市の方とポンプの増設については協議していかなければならないというふうに考えております。

○吉田委員

言うならば、全体的な流域の流量が、流速が速くなって全体的にいわゆる時間単位の量が多くなってくるという兼ね合いで、これは全体の、仙台地区のこともそうです。多賀城のこともそうですし、上流部のこともその関係にありますから、今おっしゃったデータをきちっと改めて確認しつつ協議を図られることを要望しておきます。以上です。

○柳原委員

私も中野ポンプ場の関係で、高橋地区の浸水のリスクというのは、中野ポンプ場が動いていない場合というのはどれぐらいふえるのか、あるいは変わらないのかというのは、どのようにお考えでしょうか。

○佐藤建設部長

6月の下旬までは1台もポンプが動いていない状態ですので、リスクは高いと思います。ただ、庚田排水路が5月1日から通水できるような状態になっているものですから、少なくともその分ではある程度救われているかなと思いますが、全体的に見ればリスクは高い状態になっています。

○柳原委員

それでしたら、例えば雨が強いときは住民に車で回ってお知らせをすとか、何か住民の方に周知して注意を喚起するというようなことも徹底していただきたいと思います。

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第40号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○伏谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで10分間の休憩といたします。再開は4時20分です。

午後4時08分 休憩

午後 4 時 20 分 開議

○伏谷委員長

それでは、再開いたします。

- 議案第 41 号 平成 23 年度多賀城市水道事業補正予算（第 1 号）

○伏谷委員長

次に、議案第 41 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

関係部課長等から説明を求めます。

- 収入支出説明

○櫻井上水道部次長(兼)工務課長

それでは、74 ページをお開き願いたいと思います。

平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明を申し上げます。今回の補正は、4 月 7 日に発生した余震による応急給水及び応急復旧の経費等を予算措置したものでございます。

それでは、平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、業務の予定量でございます。予算第 2 条第 4 号は主要な建設改良事業で、アは配水管整備事業費でございますが、「2 億 4,320 万円」を 75 万 6,000 円増額して「2 億 4,395 万 6,000 円」に改めるものでございます。これは震災対応に伴う職員人件費の増額でございます。次に、イは配水管改良事業費でございますが、「1 億 915 万 2,000 円」を 2,936 万 4,000 円増額して「1 億 3,851 万 6,000 円」とするものでございます。これは震災による施設等の布設がえ工事費等でございます。

第 3 条は、収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条中に定めた収益的支出の補正でございます。

1 款水道事業費用で 4,533 万 8,000 円増額し、17 億 2,465 万 6,000 円とするものでございます。この増額の主なものは、震災の影響による浄水設備各種機器設備等の修繕、配水管等漏水修繕、応急給水活動に伴う委託料及び職員人件費でございます。

第 4 条は、資本的収入及び支出でございます。予算第 4 条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額を 3,751 万 3,000 円増額し「5 億 6,998 万 9,000 円」に改め、その補てん財源として消費税及び資本的収支調整額を 177 万 5,000 円増額し「1,802 万 6,000 円」に、建設改良積立金を 3,573 万 8,000 円増額し「1 億 8,339 万 3,000 円」に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第5条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございます。予算第9条第1号は職員給与費でございますが、「2億3,246万9,000円」を786万8,000円増額し「2億4,033万7,000円」とするものでございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

補正予算説明書でございます。

まず、上の表の収益的支出から御説明申し上げます。

1款水道事業費用で補正予定額が4,533万8,000円の増額でございます。主なものは浄水及び配水設備の修繕費等でございます。

まず、1款1項原水及び浄水費で2,058万4,000円の増額補正でございますが、震災による浄水設備の修繕費と時間外手当でございます。仙台分水用子局修繕、岡田集水場非常用自家発電装置修繕、高砂大橋水管橋、口径500ミリの修繕が主なものでございます。

次に、2目配水費で1,414万3,000円の増額補正でございますが、坑道内修繕並びに配水管や空気弁の修繕、破損による配管等の修繕費が主なものでございます。

5目業務費で492万3,000円の増額補正でございますが、時間外勤務手当でございます。

6目総掛費で568万8,000円の増額補正でございますが、応急給水活動に係る業務委託料と時間外勤務手当等でございます。応急給水につきましては多賀城市管工事協同組合へ委託しており、4月18日までに終了しております。

次に、下の方の資本的支出でございますが、1款1項1目配水管整備事業費で75万6,000円の増額補正でございますが、時間外勤務手当でございます。

次の2目配水管改良事業費は、震災による施設の災害復旧工事でございます。主なものは森郷配水池流量計室バイパス弁破損に伴うバイパス管布設がえ工事でございます。

ここで、資料3の関係資料24ページ、一番最後のページをお願いいたします。

損益計算について、当初予算と補正後との比較表でございます。

太枠で囲まれた部分が補正後となります。左が借方の費用の部で、4,351万8,000円増加したことに伴い、事業費用合計16億5,252万6,000円となり、補正後の純利益は1億1,562万5,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

● 収入支出一括質疑

○伏谷委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

○柳原委員

被災された方の水道料金の減免の可能性についてちょっとお聞きしたいんですけども、私、以前に住民税非課税世帯と生活保護世帯は水道料金の基本料金を減免してほしいということを質問したことがあります。仙台市ではやっております。今回未曾有の災害で家を失った方や働く場所を失って収入がない方がたくさんふえてございます。ぜひそういう水

光熱費の負担も大変ですので、できれば水道料金の減免というのが制度的にできるのかどうかというのをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤水道事業管理者

お答えいたします。

今回の大震災によりまして、我が上水道部はさまざまな減免措置を講じてまいりました。まずは3月使用分につきましては、既に検針は終了してございましたが、納期限を延長するとかそういうことはやってございました。それから4月分につきましては、全額全世帯免除という措置を講じてございます。それから5月使用分につきましては、通水した地域に関しましては、例えば前3カ月分、1月から3月までの平均水量を出しまして、それを上回って使用した分については減免をさせていただきました。それから、あと通水のおくれた地域、例えば産業道路の南側の地区、明月、宮内、それから栄、町前、それから大代6丁目という世帯については、5月使用分についても全額免除をしてございます。

御質問のございました要するに生活弱者の減免でございますが、今そういう方々だけじゃなくて、例えば在宅者、それから仮設住宅にもかなりの方が入ってございます。そういう方々の料金のことについても実はまだ実態がつかめてございません。この災害を受けて以前住んでいた場所が大分変わってございまして、その辺の手続がまだ終わっていない地区もかなりございます。そういうことも踏まえながら、実際、今回減免の我が上水道の料金の影響額は一応把握はしてございますが、今回補正でその分を減収としては計上してございません。それらも含めまして、実は9月の補正あたりでその辺の数字がはっきりした時点で減収の補正をしたいなと思っておりますので、生活弱者だけということじゃなくて、さまざまな今回の災害が発生した状況を踏まえながら今後検討していきたいなと思っております。

○柳原委員

私、仮設住宅の方にお話を聞きましたところ、今まで避難所では食事も提供していただいて水光熱費もかからなかった。仮設に入った途端に水光熱費を初め食事も自分で用意しなければならぬと。それで、家はもちろん工場や車まで全部流されて着のみ着のまま避難してきたと、こういう方もおられまして、ぜひそういった方の負担を少しでも軽減していただける、そういうような方策をぜひ考えていただいて、前向きの方策を検討していただきたいと思っております。

○佐藤水道事業管理者

仮設住宅の今お話が出ましたので、若干説明を加えさせていただきます。

実は今回多賀城市内の4カ所の仮設住宅についてはもう既に入居されてございます。それから、今後多賀城中学校、それから勤労青少年ホームの跡地も含めると合計で373世帯の方々が仮設に入るのかなと思っております。

今委員から提言がございました例えば基本料金を減免するとなると、今仮設住宅についてはすべて13ミリの口径で給水をしてございます。13ミリですと1カ月の基本料金が966円、税込みでございますが。そうしますと、月に、373世帯ですから約36万円くらい。それに、実は料金というのはシステムで我々やってございますので、その基本料金だけを減免するとちょっとシステムの改定も必要になってきます。それらの影響も多少加味しなければいけないかなと思っておりますが、年額の影響だと430万円くらいですか、仮設住宅に限った場合です。

ただ、やはり我々は仮設住宅だけが、そういう方がいいのかという当然判断もしなければいけないとさせていただきます。やはり在宅の方々もいますので、仮設住宅だけの減免というのはなかなか難しいかなと。むしろその辺は仮設住宅については一般会計の方でさせていただきますので、一般会計でその辺は組んでもらえるとなれば可能かなとは思いますが、それでも。

○柳原委員

水道は毎月検針に何うわけでありまして、あと、料金の支払いも例えば1カ月、2カ月滞っているなということがわかった場合は、何かそこに住んでいる方に何かあったんじゃないかというようなことも予測できますので、例えば生活が苦しくて料金が払えないんじゃないかと、そういう場合もあるわけですから、ほかの課とも横の連絡もとっていただいて、住んでいる方が不安にならないような方策をとっていただきたいと思います。終わります。

○藤原委員

専決のときにいわゆる3月通水分というのは23年度ですねと聞いたら、そうでということ、23年度の料金減収の補正が出てくるのかと思ったら出ていなくて、9月にまとめてどうかある程度見通し立ててやりたいということによろしいんですね。高料金も来るかもしれないけれども、そういうことですね。

○佐藤水道事業管理者

実は我々、料金の算定に当たって、多賀城市は自己水源を持ってございません。今回、例えば仙南仙塩広域水道それから仙台分水も当然停止期間がございました。それについては各受水団体で、例えば県の方にとまった期間については減免してくださいよということで要望を出す予定にしております。それらがまだはっきり決まっております。この6月定例会が終わった時点で各首長名で県知事の方に減免の話をしようかなということ、我々は例えば1カ月分の基本料金を減免してくださいということで要望を出すつもりでございます。そういうことがまだ見えない段階で、23年度の料金そのものがどのくらい影響があるかというのは9月あたりまでちょっといろいろと調整したいなと思っております。

○藤原委員

それから、さっき柳原委員が質問した件なんですけれども、いわゆる仮設住宅の料金を減免できないのかと、一般会計で考えてくれればという話でした。それで、私は、仮設住宅の皆さんというのは被害に遭って、そして自分で住宅を確保できないという状況の中で仮設住宅にお願いして入っているということですね。そうすると、住民税非課税あるいは生活保護世帯の人たちと私は相当ダブるんじゃないかというふうに思うんですよ。これまで前の管理者の方はなかなか理解示せなかったんだけど、市長、ちょっと考える余地があるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○菊地市長

今管理者がお話したとおり、9月まで様子を見て、それからいろいろ考えていきたいなというふうに思っています。

○伏谷委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 41 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○伏谷委員長

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○伏谷委員長

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第 39 号から議案第 41 号までの平成 23 年度多賀城市各会計補正予算の審査はすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については、議長あて報告いたします。

なお、委員会報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

これをもって補正予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 4 時 36 分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 伏谷 修一